

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成25年6月17日)

日置記平委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、教育民生常任委員会の中のそれぞれの所管部局の皆さん方から提案をいただきました案件について、順次審査をさせていただきます。

ただいま、傍聴者はお一人です。

それから、冒頭にいろいろお話をさせていただきます。少し始まる前に話題になっていましたが、理事者の頭上にすばらしいカメラが1台ついておりまして、インターネット中継のためのカメラがあそこについていると。このカメラは11階のフロアにあるテレビのカメラということですので、カメラが二つついていくということになりますね。余り意識していただくことはございませんけど、きょうからそれが始まるということになります。

それから、冒頭に、あわせて、予算常任委員会の開催について、小川委員長さんのほうから、6月21日10時というメッセージを残していかれていますので、ご案内申し上げます。

まず、審査の順序であります。子ども未来部から始めさせていただきますので、まず、部長のほうからご挨拶をいただきます。

市川子ども未来部長

皆さん、おはようございます。

子ども未来部創設後、初めての委員会でございます。皆、緊張しておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

今回、子ども未来部は、民生費児童福祉費についての補正予算を2件、ご審議賜りたいと思います。委員の皆様にはどうかよろしくお願ひ申し上げます。

議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費

日置記平委員長

それでは、審査について、順次ご説明いただけますか。

伊藤保育幼稚園課長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）のうち、民生費第2項児童福祉費の保育所事務費事業費、保育士等処遇改善臨時特例事業についてご説明させていただきます。

補正予算書は16ページ、17ページを、6月補正予算参考資料の6ページ、あわせて参考資料の追加分2ページをごらんください。

これは、平成25年1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策におきまして、保育士の人材確保の推進が盛り込まれました。これを受け、国の平成24年度経済対策補正で創設されました保育士等処遇改善臨時特例事業に基づき、県の安心こども基金を活用して、保育士の処遇改善に取り組む民間保育所に対して支給を行い、保育士の確保を進めるものでございます。

参考資料の追加分2ページのほうのグラフをお願いいたします。横軸が平均勤続年数で、縦軸が加算率になっております。

この事業の概要についてでございます。

民間保育所ごとに職員の勤続年数により、それぞれ定められております保育所運営費の民間施設給与等改善費の規定分に上乗せの改善分を別途支給するもので、平均勤続年数が10年以上は12%から15%へ加算するとともに、ほかの勤続年数も滑らかに上昇させるものでございます。

具体例といたしまして、3ページの参考の実施予定事業例をあわせてごらんください。

A園は、職員平均勤続年数が5年であるため、規定分は8%でございます。改善分は2%となっております。B園は、平均勤続年数が11年のため、規定分は12%で、改善分は3%となります。

2ページ、下ほどの表に、A園、B園を含めまして、市内26園の適用状況をお示しております。その平均加算率は3.1%となっております。この事業で民間保育所へ支給する額は、平成25年4月1日付及び10月1日付の年齢別児童数を基準といたしまして、加算率1%当たりの年齢別の適用単価に改善分を乗じた金額を上限として、実際に処遇改善に要

した費用となります。

具体例といたしまして、A園では、4月から9月は4月1日付の入所児童数をもとにし
まして、それぞれの年齢ごとに1%当たりの適用単価と改善分の2を掛けた額の合計9万
9940円を6カ月分とした59万9640円と、10月から3月分の10月1日付の児童数をもとにし
た同様の積算で算出いたしました68万9400円を合わせまして、全額128万9040円となりま
す。

また、職員数は18人でございますので、割り戻しまして、職員1人当たりの改善見込み
額は、月額で5968円となります。

B園につきましても同様の算出で、事業費のほうは206万9280円で、1人当たりの月額
9076円の改善を見込んでおるところでございます。

4ページのほうをお願いいたします。

全体の事業見込み額でございます。

加算率は、民間保育所26園の平均値の3.1%でございます。10月から3月分の児童数
は過去3年間の入所状況を踏まえた10月1日の想定値をもとにした積算でございます。年
間の経費といたしまして5067万3000円の追加補正をお願いするものでございます。財源の
内訳といたしまして、全額県支出金となっております。

各保育所の平均勤続年数が長いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることで、保育士の
処遇改善と離職防止に結びつけようとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

山路こども保健福祉課長

よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、議案第46号平成25年度一般会計補正予算（第1号）のうち、民生費第
2項児童福祉費の母子生活支援施設整備事業についてご説明をさせていただきます。

資料は、補正予算書16ページ、17ページ、補正予算参考資料7ページ、8ページ。

なお、予算資料提出後、補助対象事業者である社会福祉法人から建物の構造の変更承認
申請を三重県に行ったという報告を受けました。説明に当たりましては、補正予算参考資
料と、先週末に議員の皆様へ配付させていただきました補正予算参考資料追加分とあわ
せてご説明させていただきます。皆様にはお手数をおかけいたしますが、よろしく願
いいたします。

それでは、まず、6月補正予算参考資料の7ページをごらんください。

菜の花苑は、前田町の市営住宅の西側にあります市内で唯一の母子生活支援施設でありまして、夫からの暴力や経済的事情等で入所している母子世帯等を保護し、自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設であります。

現在の建物は昭和44年に建設されました2階建ての建物と、昭和55年に建設されました3階建ての建物の2棟となっております。この2棟の建物については、それぞれ43年と32年が経過し、いずれも老朽化が進んでおります。

また、平成22年に耐震診断を実施したところ、建物の構造が耐震基準を満たしていないことが判明いたしました。

さらに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において必要とされておりますお風呂やトイレが各室に設置されていないなど、現在の最低基準を満たしていない状況にあります。

これらの状況を踏まえまして、現在二つに分かれています建物を1棟に集約する改築を行うこととなりましたので、この改築に対しまして補助を行い、利用者の生活環境の向上を図ることを目的としております。

改築工事は、菜の花苑の設置者である社会福祉法人四日市厚生会が行い、改築に当たって定員の変更はございません。

工事内容についてですが、補正予算追加資料のほうをあわせてごらんいただきたいと思います。

追加資料で、変更点についてご説明をさせていただきます。

まず、変更となった理由ですが、近隣地域との良好な関係維持に配慮して、建物の高さを抑えるためということでございます。当初は鉄筋コンクリートづくり5階建てを予定しておりましたが、4階建てに構造が変更となりました。

また、配置図についてですが、建築物の形状が若干変わっておりますが、延べ床面積、工期、事業費補助対象額については変更はございません。

それでは、6月補正予算参考資料7ページのほうにお戻りください。

総事業費につきましては、5億9000万円余。このうち補助対象額は5億4000万円余となっております。

補助金につきましては、社会福祉法人四日市厚生会が県に申請を行い、補助対象額のうち国が2分の1、県が4分の1、市も県と同様に4分の1の1億3500万円余を補助するも

のであります。

8ページの配置図をごらんください。

上の図は現状、下の図は改築後の建物について記載してあります。上の図の現状についてですが、斜線でお示ししてある2棟のうち、下のほうの建物は昭和44年に建築されたもので、鉄筋コンクリート2階建て、9世帯が入所できるようになっております。上のほうの建物は昭和55年に建築されたもので、鉄筋コンクリート3階建て、21世帯が入所できるようになっております。

改築後についてですが、先ほど補正予算追加資料のほうでご説明させていただきましたが、建物の形状が若干変更しております。世帯数については30世帯で改築前と変わりませんが、新しい建物にはお風呂、トイレも全室に設置されております。

工程につきましては、8ページ下の工程表のとおりでありまして、8月から工事を開始し、来年2月に完成する予定となっております。完成後は、現在の入所者が新しい建物に移った後、既存の2棟を解体し、来年3月末には全ての工事を終える予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

日置記平委員長

説明いただいたとおりであります。委員の皆様方のご質疑をお願いいたします。

豊田政典委員

保育士等処遇改善臨時特例事業のほうですけれども、よくわからないので、追加分の2ページから4ページを見ていますが、もう少しかみ砕いて説明をいただきたいなと思っています。まず、規定分というのがどういう意味合いのもので、改善分という言葉と実態が合わないのかもしれませんが、それはどんな意味なのかということ。

それから、これは目的である保育士の確保であるとか、離職を防ぐというところでどういうストーリーで結びついていくのか、流れがよくわからないので、もう少しわかりやすく説明を求めたいと思います。

伊藤保育幼稚園課長

規定分の民間施設の給与等改善費でございます。これは、今、保育園に対しては、ご入

所いただいた人数に応じて、運営費を国、県、市が負担いたしまして、扶助させていただいております。扶助する運営費の中には、給食材料、保育材料、そのほか人件費等、保育園の運営に関するものが入っております。

また、人件費につきましては、従前から、保育園で働く保育士の給料が少ないということで、その分の改善費として、平均勤続年数ゼロ年から3年に関しては4%、4年から6年については8%、7年から9年については10%、10年以降については12%と上乘せをさせていただいておった部分でございます。

さらに、この勤続年数が今まで滑らかな上昇になかったということと、もう一つ、今、全国的にも待機児童が都市部を中心に大変多くなっておりまして、そういったところに保育施設をつくって待機児童を少しでもなくしていこうと、国のほうが施策を展開しているところでございます。

そういった中で、保育士の確保というのが大変懸案になっておりまして、今の給与等がなかなか長く勤続されても上がっていないという状況の中、新たに臨時特例事業といたしまして、10年以降につきましては3%を上乘せするとともに、各平均勤続年数ごとに滑らかに上昇させるという事業でございます。

以上です。

豊田政典委員

規定分という意味合いはよくわかりましたし、既に今までやっていたやつにより効果を出すためにプラスで改善分というやつが加算されると、そこまで理解しましたが、その金がどういうふうに使われて目的が達成されていくのかというところ。

伊藤保育幼稚園課長

平成24年度の支払いを基準といたしまして、新たに加算分として一時金でとか、いろんな形が、それは保育所のほうにお任せをするんですけども、項目を新たに設けていただいて、給与等にお支払いをしていただくと。全て職員の給与に反映をしていくという形でございます。

豊田政典委員

制度の中身はわかりましたが、あと、質問ですけど、これは何年間のメニューなのかと

ということと、それから、今回の金額は3.1%で計算されているんですけども、実際に支給されるのは保育園ごとに違うんですよね。そのあたりをもう少し教えてください。

伊藤保育幼稚園課長

今回の事業につきましては、安心こども基金の積み増し延長ということで、基本的には今年度ということになっております。

ただ、安心こども基金のほうも、ずっと延長がございますので、いつまで続くのかというところは、県のほうにも確かめてはいるんですけども、今まだはっきりしていないところはございます。

それと、3.1%でございますけれども、今回は、各民間保育所のほうから、今、それぞれの職員の勤続年数を頂戴しておるところでございます。これが県のほうで確定してまいりますのが8月ごろになるんですけども、また新規に雇用された方もあれば、継続された方、出入りもございます。そういった中で、ことしは3.1%、来年はまた何%になってくるのかというのは、今のところは不明瞭なところがございます。

豊田政典委員

最後、この安心こども基金というのは、私、不勉強でちょっとわかりませんので、毎回あるような話で、継続するような話が出ましたが、そこと今回の補正予算との関係性を私にわかるように説明してください。

伊藤保育幼稚園課長

この安心こども基金といいますのは、国のほうからそれぞれの県のほうに基金が拠出されております。これは特に今回、関連するものにつきましては、保育所等の整備であったり、あと、今回の処遇改善であったりといった形の、保育園の関係の子供の入所施設の整備等に県のほうが資金活用しておるものでございます。

豊田政典委員

もう少し。いつから始まって。要するに、この金というのは、今の予算案の金がまずは基金に積み込まれるわけですか。この基金を経由してという話。

それと、単年度という話ですけども、これまでの昨年度までの話というか、基金の使

われ方とか継続の可能性があるような話をされましたけれども、基金を経由することによってそれが可能性が出てくるのかというところがよくわからない。今まで基金があったというんですけど、今回の補正予算案との関係、まだわかっていない。もう少しお願いしたい。

伊藤保育幼稚園課長

安心こども基金は平成21年3月5日に決まっております、平成22年度から活用させていただきます。

そういった中で、具体例といたしましては、私どもの保育所の整備事業という形で、平成22年度、23年度、24年度にそれぞれ保育園の新設ということで1園ずつ、また、23年度につきましては保育所の改築ということで、1園で活用させていただきます。

ただ、これにつきましては、三重県全体の中で基金がありますので、県内でそういった市町のほうの状況を踏まえて、県のほうで決定をいただいているところでございます。

豊田政典委員

今まではそういう施設整備に使われてきたけれども、国のほうからは、平成25年度、今回限りなんです、県の考え方、政策によっては来年度以降もこの同じ趣旨の金が出てくるかもしれない、基金から。

伊藤保育幼稚園課長

県のほうにも確認いたしましたんですけれども、来年以降については定かではないです。継続される可能性も、わかりませんんですけれども、はっきりした返答はいただいております。

豊田政典委員

最後にしますけれども、その安心こども基金の原資というのは国から出ているものなのか、県単独なのか、市から集めているものなのか。財源。

伊藤保育幼稚園課長

安心こども基金の財源につきましては、国から出ているものでございます。

豊田政典委員

とりあえず終わります。

山本里香委員

関連させていただいて、二、三、確認したいと思います。

まず、もともとのそれぞれの園の給与体系があって、それに規定分の上乗せがあり、改善分がありということで、よくわかる資料をいただいたと思うんです。基本的には、保育士さんの給料がそれぞれ幾らぐらいなのかというデータが欲しかったですけれども、なかなかそういうのがないということで、今よりもなだらかに上乗せがあるということだと思います。

確認をさせていただくのは、前回、違うものですが、介護士さん関係のときの処遇改善という事業のときには、「等」というのがついていなかったんですね。今回、保育士等とついていますが、このことを確認したいんですが、保育士さん、保育園で働かれているのはほかの職種の方もいますけれども、事務職、給食関係、そこら辺のところはどうなっているのか教えてください。

伊藤保育幼稚園課長

保育士等ということで、山本委員おっしゃられましたとおり、事務員、給食調理員、園長も該当になります。

山本里香委員

前回、介護のときには、本当に問題が多いと指摘された部分だったと思うので、そのことについては、「等」がついていることは大変大切なことだと思います。

それと、もう一つ確認ですけれども、前回、そのときにも実際には介護士さんのところにきちんとお金が回っていかなかったということがありました。今回、園のほうでは、今、人数とか勤続数とかを調査、アンケートというか、そんなのを出すような状況になっているということで現場の話も聞いているんですが、どのように。園によって配分の仕方は一時金であったり、毎月の給与であったり、とにかく給与という話だとは思いますが、その計画書などがいつ出て、その計画書に沿って多分これが使われて、チェックというか、

確認をまたされると思うんですが、その流れが、どんな段取りになっているかということ。つまり、支給の様子の確認の流れ、きちんとそれが職員の方にプラスになっていくのかということの方式をお伺いしたいこと。

もう一つは、この支給なんですけれども、よその市町の情報をちょっと聞くと、年度末にお金が行くとか、来年になってからお金が来るとか、わけのわからんという話が出ていますが、給与に反映していくとすれば、これはいつからなのか。さかのぼって4月1日からの分を、例えばパーセントで平均は3.1%、多い人では12%、15%の人も出てくると思うんですが、どのような形で何月何日に。調査をしてもらっているのが4月1日なので4月1日現在だと思うんですが、4月1日はもう過ぎてきていますので、支給がどのような形になるのか。園への支給、個人への支給ということについてお伺いしたいと思います。

伊藤保育幼稚園課長

まずスケジュールのほうでございます。

補正予算をお認めいただいたという後になるんですけれども、実際、保育所のほうからは、県からの平均勤続年数の通知が8月ごろになるということで、8月、9月でそれぞれの園のほうから交付申請をいただく予定をしております。

交付申請の中には、それぞれ保育士、事務員等の誰を対象にどれだけ改善を行うかといった計画書を提出いただくこととなります。それに従いまして支給がされるわけなんですけれども、支給につきましては、それぞれの民間保育所のほうで行っていただくということとなります。必ずしも毎月給与のほうで上乘せをしなければいけないという形のものではございません。一時金という形で年数回に分けて支給いただくということも可能になっております。

実際に支払われた内容につきましては、額が決定した段階で、保育士はどれだけであったかといった部分を別出しにして報告もいただきますので、改善額がどれだけで、期末一時金であったり給与であったりどのように行われたのか確認がとれる形になります。

また、4月の児童数をもとにした改善額になっておりますので、4月、5月と日にちはもう既に進んでおるんですけれども、4月にさかのぼった形での金額の積算になっております。

以上でございます。

山本里香委員

そうしますと、園によって個人に支払われる金額というのは、その園の中で総額、その一人に対しては総額で対応の勤続年数で割り当てられたものをどのように個人に渡すかというのはまかせられていると。でも、4月1日現在にさかのぼり、1年分は支払われると。支払われ方によっては現金が園へ行くのはきっと多分後なのでということなるので、今調べているわけですから、先ほどの答えの中で、後なので、その分については一時的に園が立てかえなければならない。園の中で運用ということだと思いますね。

そして、一時金の場合は、これがあるから、園で今まで予定をされていた、去年まで予定をされていた一時金の額を減らすとか、そういうようなことが起こり得ることはない、起こることはないですよということを確認。

伊藤保育幼稚園課長

交付決定のほうを10月ごろを予定しておりまして、その後、概算払いを10月から11月に予定させていただいているところでございます。

また、今回の分につきましては、平成24年の分を基準としての改善上乘せになりますので、24年の分で一時金が出た分を減らして、それをまき直すという形は認められておりません。

山本里香委員

幾つか確認させていただきましたけれども、有効に処遇を改善され、保育士さんの確保につながることを希望します。

中川雅晶委員

山本委員と重複している部分を聞こうと思ったんですけど、先ほどの説明で、これは国の10分の10で、県がこども基金に積み立てて、それを市に交付してくると。市はそれを園に交付するというところで、目的は処遇改善であったりとか、それから、勤続年数をふやすとか、人材確保をしていこうということが目的じゃないかなというふうにお伺いさせていただきましたけれども、とりあえず平成24年度を基準にして3.1%の平均値で積算されて、予算を計上されているということですよ。

先ほどの質問の中にもありましたけれども、処遇改善計画書の策定をしてもらって、それで交付をして、後で実績の報告を求めて精査をするということなんですけど、先ほども、人件費に限るけれども、支給の仕方とか園に任せておられるということで、この辺がどうなのかというところが非常に。監査的に見ると、策定をしてもらって、実績報告と、その辺の部分をどうやってチェックをしていくのかなというか、どうちゃんと精査していくのか。それがちゃんと目的どおり、この事業が単年度とはいえ、そうやって施行されて、その効果検証。単年度だけでぶつっと終わってしまうのか、それをどうつなげていくのかということも、どういうふうにされるのか。

現状においてどのような課題をもう既に認識をされていて、これを使うことによって次の年度にどうつなげていこうかと。国から来たから単にこうやって補正をして、はい、渡しますよというだけの事業なのか。次につなげていかれるというような考えがあるのかどうかというのを含めてお伺いをさせていただきます。

それと、例えば改善計画の策定書というのはちゃんとしたひな形があるのか、報告書もちゃんとしたひな形があるのかどうなのか。これも全部園に任せておられるのか、その辺も含めてお願いします。

伊藤保育幼稚園課長

まず、計画書と報告書につきましては、決められたものがございます。それに基づき計画を立てていただいて、また、報告のほうも求める形になります。

実際に、この民間の保育士につきましては、私どもの単独の事業といたしまして、処遇改善という形で上乘せも従来からさせていただいておるという中で、勤続年数が長くなるほど、やはり給与としては上がりにくいという状況があるということでございます。

実際、この事業が1年で継続を打ち切るという中で、来年以降という形になるんですけども、十分、これにつきましては、今も県のほうに来年以降の県の考えなんかもこちらのほうからも聞かせていただくなりしまして、来年以降に結びつけるものであれば、継続のほうを働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

中川雅晶委員

これ、長く勤めているほどパーセントが多くなるということは、処遇改善をすることによって、やっぱりベテランの保育士さんを養成していこうと、定着していただいて、人材

を活用していただくということが目的だとは思いますが、そこで、この対象になっているのはあくまでも正規の職員さんだけです。正規の職員さんも処遇改善をしなければいけないのはもちろんそのとおりですし、その効果検証をしていただかなきゃいけないと思います。

何分、1年なので、どこまで効果検証ができるかというところで、甚だ難しいという部分は認識をしながらお伺いしますが、例えば正規職員さんだけではなく、保育園のそれぞれの厳しい時間帯を埋め合わせているパートの保育士さん等々もおられる中で、その辺もちょっと。市としてはこれから平成27年度に子育て計画を策定するに当たって、どの辺が課題であるのかというのは、現場のほうからもちろんと精査をしていただいて、県のほうへフィードバックするというのが市の役目かなと思うんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

伊藤保育幼稚園課長

済みません、私の説明が足らずに申しわけございません。

正規職員以外の非常勤の職員も対象と今回なっております。

ただ、どういった方を対象に決められるのかというのは、保育所のほうで決めていただくこととなりますので、全ての保育園で対象になります、していただきますということは、今ちょっと言いにくいところはあるんですけども、実際、正規職員以外、非常勤の職員につきましても対象となっております。

中川雅晶委員

非常勤の人が対象になるとなれば、とりあえずは予算で入所児童の数で確定をされているんですけども、人数というのが確定するのは非常に流動的です。どれだけの人が対象になってきてどれだけ支給されるかというのは非常に流動的なので、例えば支給をする対象の方々というのをもう少し、例えば資料とかで提示していただいたほうがいいかなと思うんですけども。

ただ、これもおっしゃったように、園がそれぞれというのであれば、もうちょっと詳しい要綱とかがあれば、そういうのも含めて出していただければと思いますし、先ほどの処遇改善計画書であったりとか実績報告書のひな形等もあれば、今でなくても結構ですので、また機会を見て出していただくことを要望して、とりあえず終わります。

日置記平委員長

伊藤課長、今、要望がありましたので。

伊藤保育幼稚園課長

整え次第、また後日、提出をさせていただきます。

芳野正英委員

豊田委員の質問の関連なんですけど、私もこの事業がわからなかったんですけど、民間施設給与等改善費、今までの規定分として加算していた部分が安心こども基金から出る国の補填と考えていいんですか。

伊藤保育幼稚園課長

今回の上乗せ部分が安心こども基金から出る分でございます。

芳野正英委員

以前の規定分として出していた分というのは、例えば3ページの説明でもあるような8%とかというのは、どういう形で支給をされていたんですかね。

伊藤保育幼稚園課長

国の負担が2分の1、県の負担が4分の1、市の負担が4分の1という形で、支出金として国、県のほうからいただいております。

芳野正英委員

基金とは別で。

伊藤保育幼稚園課長

さようでございます。

中森慎二委員

今までご説明があったかもわかりませんし、議論があったかもわかりませんが、改めて確認をしたいんですが、民間保育園の保育士の方々の処遇改善の今回の臨時特例事業が実施されるということ自身はいいことだと私は思うんですが、実態としての部分の、今、官民格差の問題がいろいろ職員給与でも言われているんだけど、実態を調査した報告書があって、それを少しでも是正するために今回の臨時特例というものが事業化をされてきたというのが普通の流れではないかと思うんだけど、例えば四日市における保育士さんの官民格差、処遇の問題点なんかを調査して洗い出した報告書というのは存在するんですか。

伊藤保育幼稚園課長

今までのところ、そこまで詳しく調べて報告書的なものでもつくっておるものはございません。

中森慎二委員

そうすると、今回の話は、確かに民間の保育士さんの給与は安い、公務員に比べて低いというのは認識的に我々もわかっていますが、実際どのレベルにあるのかというのは、調査とか、そういうものがないままに、こういう特例事業を課されたという認識でいいんですか。一般的な、総論的な官民格差があるから、どのくらい差があるのかというのはわからないけれども、少しでも埋めるためにこういう事業がつくられてきたと、そういう認識をしたらいいいんでしょうか。

伊藤保育幼稚園課長

本当に説明足らずで申しわけございません。実際、これは国のほうの閣議決定で1月11日に閣議決定をされたもので、そういった中で保育士等の処遇改善特例事業が経済対策の補正として創設をされております。このときに、今も中森委員のほうからも官民格差というお声もあられたんですけども、この特例事業を行うことで、国レベルで機械的に計算をして、8000円ほど月額が改善されなければいけないということで、国が事業化をされたものでございます。

中森慎二委員

僕はこの制度そのものに反対しているわけじゃないんだけど、基本的には単年度、来年度以降についてはよくわからない、恐らく継続するのではないかという想定の部分の話がされているんだけど、来年度以降もぜひ続けていただく意味においては、例えば四日市の保育士さんの官民の格差がどういう現状になるのかというのをやっぱり市側のほうがちゃんとつかむ、していないのなら調査をする、そういうのも県にも申し上げていくということの姿勢が大事なんじゃないかなと私は思うんですよ。

単に来年度もお願いしますよという話だけではなくて、そういうことをやっていないのならやるべきだし、きょうも、資料も民間の保育士さんの給与ベースというのはこの資料に入っていないんだけど、調べようと思ったらできると思う。実名を出さなければいい話であったりね。だから、その辺の調査を、民間の保育園だって全面的に協力してくれるんじゃないですか、そういう目的であれば。

だから、そういうことをちゃんと来年度に向かってやるということも、この補助金のセットとして民間の保育園にもお願いをしていくと。そういう目的でこういう調査をしていくんだということをセットでやっていくべきではないかと思うんだけど、そこら辺は部長、どうですかね。

市川こども未来部長

中森委員がおっしゃいましたことにつきまして、今のところは私立の保育園はやっぱり公立に比べ、勤続年数が非常に短いということは明らかになっておりますし、それから、給与のベースについて、どこの保育園がお幾らというのを今まで調査したことはございませんが、今後、国に対して市としてももっと民間施設給与等改善費について上乘せをしていただきたいということを要望していく上でも、やはり状況の調査というのは必要かと思いますので、委員のおっしゃった方向で、今年度、民間保育所のほうにもご協力のほうをいただきたいというふうに考えております。

以上です。

中森慎二委員

ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

山本里香委員

私もそのことは気になっていたんですが、今回、きちんとしたデータが、計画書及び実施したものが出てくるから、給与のことがもう全部わかるわけですよ。特別なことをしなくても、今回のチェック表なり実施されたのがどうか、給与とかがみんなわかることになって、市のほうで把握できることになるというのがメリットなんですよ。

伊藤保育幼稚園課長

報告書のほうを求めていますので、実際の平成24年度と25年度でどれだけ改善されたかと、何の項目で改善されたかという形でこちらのほうで精査できますので、それにつきましては、委員おっしゃられたとおり、今までの実態というのがわかってくるという形になります。

山本里香委員

去年とことしの差がわかるんじゃないかと、支払われた金額がわかるということですよ。その差だけじゃないですよ。実態が全て把握できると。今までは県では把握していましたけれども、市では把握できていない。これは問題ということです。

日置記平委員長

他に。

小川政人委員

これでいいんやろうと思うけど、うちの臨時職員はどうなるのかなと思って。こういうことをやられた後、市の臨時の保育士さんたちの待遇は民間の人と比べるとどうなってきた、そのことは何も考えていないのかとか。どうしておるんやろうな。

伊藤保育幼稚園課長

民間の保育士さんは、正職員以外にも非常勤職員の方も対象になっておりますので、民間の臨時職員さんも対象になってくるという中で、小川委員のほうから今ちょっとご質問いただきました。

今現在、保育士の賃金単価は、今、1040円ということで、平成23年に賃金のほうを改訂

いただいたところでございます。これにつきましては、人事当局とも毎年単価につきましては協議をさせていただきたいと考えております。

小川政人委員

だから、民間に国とか県とか市がこういう助成をやるんやで、これを機会に、今、単価千幾らとか言われたけど、あくまで時間だけでのあれやわな、臨時職員は。時間幾らで1日幾らと違うし、それから、賞与なんかもあらへんやろうし。そういうのをずっと比べて、民間の処遇改善がされたのなら、当然、市の中の正職員と臨時職員との格差とか、そういうものもきちっと。同じ資格でやっていると思うんやわ、仕事は。保育士の資格がない人がやらへんやろうと思うで。

そこで差を、国の規定、これはもうよそのことやでええわという話か、市の中も全体にそういうことを考えていくのかということが大事なのかなと思うので、来年、多分、民間で1人どれだけもらうのかきちっと把握できたら、うちの臨時職員の人たちはどれだけもらっておるのかというのもわかるわけやから、時間で掛けたらいいわけやでな。その辺の格差はどうなっておるかというのもきちっとやらんとあかんのかなと思うもんで、ぜひうちの臨時職員の人たちの待遇改善にもあわせてやってあげてほしいなと。

日置記平委員長

要望です。

他にございますか。

(なし)

日置記平委員長

ないようでありますので、討論はありますか。

中森慎二委員

母子生活支援施設整備事業のほうを聞きたいんですけど、よろしいですか。

日置記平委員長

どうぞ。

中森慎二委員

ここで、いただいた参考資料の8ページのところに平面図が置いてもらってあるんですが、昭和55年竣工のものと44年竣工のもの、2棟を一つにするということなんですが、国、県の補助金がついたので、市もあわせて4分の1の負担をしていくという。四日市市に何の考え方もない、補助をしていくだけみたいな話なんです。

これ、反対するものではないんだけど、昭和55年で老朽化という話になると、三重団地の市営住宅なんて50年以前に建ったものもある、4階建て、5階建て。だから、建物自身の老朽化というものは問題ではなくて、お風呂とかトイレがないという設備改善というのが主だということならわからないことはないんだけど、そこら辺のところの理由をもう少し聞きたいんですが。

山路こども保健福祉課長

今回の改築につきましては、先ほど申し上げましたとおり、老朽化というよりも、耐震基準を満たしていないというのがまず1点あります。耐震基準を満たしていないということで改築を行うわけなんですけれども、改築を行うに当たりましては、現在、児童福祉法で決められている最低基準を満たしていない状況があります。1棟、2棟ともにお風呂がついていないとか、広さが基準で30㎡と定められているんですけれども、これを満たしていないという現状があります。まずは耐震基準を満たしていないというのが一番なんですけれども、それにあわせて最低基準を満たしていない状況を改善するというのが次の目的になります。

以上でございます。

中森慎二委員

くどいようだけど、耐震基準を満たしていないのなら、耐震対策補強をやっているビルはたくさんあるわけで、昭和55年で壊して建て直さなきゃならないという理由にはならないと思うんですよ。それはその新たな設置基準と対比したときに満たしていないということが一つの原因だと思うけれども、その改善は建てかえを機に改善するというルールになっているんじゃないの、今のルールは。直ちにそれを改善しなさいということにな

っているわけ。

山路こども保健福祉課長

建てかえを機に改善することになります。

中森慎二委員

そうすると、耐震を満たしていないというレベルはどういうことがよくわからないけど、例えば1必要なのが0.3なのか0.2なのか、耐震補強ではだめなのかどうかということもわからないですけれども、そこら辺の理由が国の補助制度がありきになってきているので。その部分を四日市として追究していく部分が少し立場的に弱いところがあるので、もうこれ以上は言わないですけれども、やはり1億4000万円近く四日市市としても補助するわけですから、やはりこの中身についてももう少し精査するような考え方も整理しておく必要があるんじゃないかと僕は思うんですけどね。

山路こども保健福祉課長

委員のおっしゃるとおりだと思います。今後、こういう計画で4階建ての建物を建てることになりましたが、実際に設計とか入札がこれからありますので、その際にはこちらの意見も向こうには伝えていきたいと思います。

中森慎二委員

もう一つ。総事業費が5億9000万円で、補助対象が5億4000万円なんですけど、この5000万円の違いは何なんですか。補助対象項目というのはどういうところが対象になるんですか。

山路こども保健福祉課長

補助対象額につきましては、建物の建築に当たりましては、定数をもとに算定をされております。定数をもとに30世帯でございますので、30世帯に、単価ですが、1を掛けて算定をしております。解体についても同じような考え方で行っておりまして、その金額と実際の積算額を比較して、安いほうの額を補助対象額としておりますので、こういった差が生じております。

中森慎二委員

もう一つ。その当初、私たちが資料をいただいてから、短期間の間に建物構造が変わって、5階建てから4階建てに変わりますと。延べ床面積は変わらないけれども、この図面、追加分の2のほうの資料を見る限りでは、建物の長さが延びているわけですね。基本設計が改めてやり直しという考え方があると思うんだけど、それでもその補助対象額には影響はないということなのか。世帯数で基準をしているから変わらないということなのか。

山路こども保健福祉課長

総事業費につきましては、広さ、平米数をもとに算定した概算で積算されております。ですので、補助額には変わりはありません。

中森慎二委員

だけど、実際は実施設計、変更しているんじゃないんですか。建物の長さが大きく変わっているじゃないですか。設計は全く触っていないうちにこういう変更がやれるわけですか。5階から4階建てで、この図面で見ても少しL字型に延伸しているわけでしょう、この部分は。1階分縮まった分を横幅で延ばしているわけじゃないですか。設計変更をせずに、予算の支出も伴っていないということではないの。

山路こども保健福祉課長

今回、5階を4階にするに当たりまして、どうしても5階建ての金額につきましては、広さをもとにして単価を掛けて算定をしております。4階建てに変更するに当たりまして、広さ、変わりございませんので、もともとの平米単価で算定をさせていただいております。

今後の詳細な設計を行い、入札を行った段階で、実際には補助額と実際の総事業費に変更があると思われませんが、その際には変更申請をして、補助額についても精査をされる予定となっております。

中森慎二委員

そうすると、本来は、今回、総事業費も精査すべきだけれども、時間的猶予がないので、総事業費はそのまま置いておいて建物構造を変更しましたと。また工事が完了後、それは補正予算でまた補正される可能性がある、そういう理解をしていいわけですか。

山路こども保健福祉課長

実際の入札後に変更があれば、そういうことも想定はされます。

中森慎二委員

ただ、今回は大きな構造変更なので、僕はそれに付随した内容に本来はすべきだと思いますよね、本来は。

しかも、こんな短期間の間に建物構造が大きく変わるような原因は何だったんですか。それもよくわからないんですが。

山路こども保健福祉課長

私どもも聞いたのは直前ということでありましたけれども、工事の中では、近隣の住環境といいますか、市営住宅や近隣の住宅への日当たりとかの配慮を最優先に考えたいということ直前の理事会のほうで決定があったということで、その後、県に申請をしたわけですけれども、本来であれば法人のほうからもっと前の段階から市のほうにも報告いただいて、そこで相談されるべきであった事項だとは考えております。

以上です。

中森慎二委員

それはいつの理事会で確認されたんですか。その内容は報告されているんですか、四日市市のほうに。

山路こども保健福祉課長

理事会については、5月24日に開催された理事会で最終的に決定されました。その決定を受けまして、5月28日に県のほうに変更の承認申請を提出したと、翌日の5月29日に聞いております。

以上です。

中森慎二委員

わかりました。結構です。

森 智広副委員長

保育士の関係のことに戻るんですけども、直接的な話ではないんですけども、保育幼稚園課ということで、幼稚園の職員さんにおいてもこういった加算規定分というのはあるんですか、今。

伊藤保育幼稚園課長

私立幼稚園も対象にということでご質問をいただいていると思います。

私立幼稚園につきましては、三重県に直接ご申請いただいて、三重県から直接補助を受けていただいているという形になりますので、大変申しわけございません、それにつきましてはちょっと今、答弁ができないところです。

森 智広副委員長

これもわかり次第でいいんですけども、私立の保育園と幼稚園の職員さんの給与水準というのは、一般的にどうなんですか。どっちが高い、低いというのはあるんですか。

伊藤保育幼稚園課長

今、調べた形のものがないので、またそれにつきましても調査をさせていただきたいと考えております。

森 智広副委員長

またわかり次第お願いします。

以上です。

中川雅晶委員

先ほどの母子生活支援施設整備事業の件ですが、現状は21世帯なんですけど、新しいのは30世帯ですね。

市川こども未来部長

旧も30世帯です。

中川雅晶委員

旧も。旧も30世帯。

市川こども未来部長

9 足す21です。

中川雅晶委員

そうか。ごめんなさい。見落としていました。済みません。

山本里香委員

世帯のことですが、今も満杯入ってみえるということだと思うんですが、利用のニーズが多かったらこういうことは困るんですけども、必要度合いが多ければ、設置については上限があるのかもしれませんが、どうなんですか。キャパシティの問題で、四日市としてこの施設が、このレベル、この大きさでよいのか。これ、母子ということで限定されるもので、女性だけで逃げ込んできた人をここに送るわけにはいかなく、私たちが送るところがなくて困っているんですけども、そういったところとのタイアップとか。そんなことも含めたりするときに、できるのかできないのか、今の法律上でね。でも、このキャパシティということでこのまま進んでいいということですかね。

山路こども保健福祉課長

現在、菜の花苑、4月1日現在の入所世帯数は21世帯となっております。昨年の4月1日が29世帯でしたので、今現在は定数に満たない状況でございます。

入所している世帯の主な入所理由なんですけれども、約8割がDV、夫からの暴力で入ってみえる方がいる状況になっております。

以上でございます。

山本里香委員

29世帯、21世帯と、経年で見るとどうなのかとか、これからの必要の度合いなんですが、今のままでという考え方でよいということなんですね。

山路こども保健福祉課長

今現在の状況から判断しますと、定数はこのままで妥当であると判断しております。

森 智広副委員長

この施設なんですけれども、これは四日市に住民票がある方しか入れないんですか。全員、誰でも入れるんですか。

山路こども保健福祉課長

四日市の方だけではなく、県外、市外からの方も入所はできます。

森 智広副委員長

これ、四日市に4分の1の負担を求めるということは、市内にあるからというそれだけの理由ですか。

山路こども保健福祉課長

四日市市が4分の1を出す理由は、四日市市にある福祉施設であるということです。

森 智広副委員長

もっと広域な範囲で受け入れているので、それもちょっと理不尽な気もしますけれども、そういうことなんですよ。一般的にそういう施設というのは、その場所にあるから負担というのが基本的な考え方なんですか。

山路こども保健福祉課長

四日市市は、四日市市にこういう施設があるということで、福祉施設の整備に対しては補助をしたいということで考えております。

森 智広副委員長

これは任意ですか。強制というか、枠組みの中での話ではなくて、四日市が4分の1を出しますよという話なんですか。

山路こども保健福祉課長

葉の花苑については、県のほうに補助金の申請をいたしまして、それで、県のほうから4分の3の補助金が交付されます。四日市については、その県の補助対象となったものに対して、四日市の補助金の交付要綱において補助を行う形をとっております。

森 智広副委員長

交付要綱は、県が補助をしたら自動的に市も補助をするという内容ですか。

山路こども保健福祉課長

県が補助対象とする施設に対して、市も補助を行うという、自動的にいえばそうなんですけれども、補助対象とした施設に対して補助を行うことになっています。

森 智広副委員長

これがいいか悪いかは別として、それはもう一般的にどの自治体でも県と連動型の補助金を出すということになっているの、それは通例ですか。

山路こども保健福祉課長

私も全ての市町を調べておりませんが、中には出していないところもあるかと思えます。

中森慎二委員

そうすると、話が戻るんやけど、出していないところもあるんやったら、物をもっと言ってもいいんじゃないの。

私、冒頭で言ったように、国、県の補助金がついてくるから、自動的に義務的につけざるを得ないという感覚で僕はいたけれども、出していないところがあるんだとしたら、四日市としての物差しの中でこの1億何千万円を出していく上においては、旧の母子寮とい

う位置づけですけれども、そこにどういうものをつくるべきなのかという四日市の考え方をもっと出させてもらってもいいんじゃないかと私は思いがあったので言っているだけで、トイレ、バスがないということで建てかえると要因が言われていたけれども、昭和50年ぐらゐの建物で建てかえざるを得ないという話はちょっと考えにくいと私は思っているから、それよりはもし部屋に余裕があるのなら、改造するなり耐震化するということだってできないことはないんじゃないかと思うし、だから、そういうような精査が四日市市としてもちゃんとしているのかどうかということが大事だということを申し上げたんですが。

だから、丸々県や国が予算をつけてきたから、そのままイコールなんですという話と、今おっしゃったように、やっていないところがあるんだとしたら、それはそこにまた自主的な選択権があるのなら、少なくともそういう考え方をベースに置いた補助のあり方というのがあるべきじゃないかと私は思うので、自動的に出していくような考え方でいくとまずいと思いますよ、これは。

市川こども未来部長

この母子生活支援施設につきましては、先ほど課長のほうが申しましたが、DV被害者の方が加害者から逃げるときに、最近はよく使われているということでございます。

ということは、四日市の市民というのは、他市、他県にお世話になっているケースが非常に多い。

いろいろな市町に母子生活支援施設が同様にございますが、その市町、そちらのほうの例えば改築に当たりまして、この前は伊勢のサラナというところが改築をいたしました、そのときに、じゃ、四日市が負担をしておるかということ、四日市は負担をしていないわけでございます。やっぱり都市として責任を果たしていく、法的には責任を果たしていくということを考えますと、四日市といたしましては、他市町にお世話をかけているということもございまして、これは四日市としての責任を果たすべきということで、補助をしていくべきというふうに判断したところでございます。

それから、中森委員のほうから、昭和55年施工のものについては耐震補強をしたらどうかというようなお話がございましたけれども、耐震補強についても当然、補助金が出るわけなんですけれども、実質的に居室の面積を満たしておりませんので、それにプラス、バス、トイレをつけていくということになりますと、かなりの増築が必要ということになります。それで、この古いほうの1棟を改築し、なおかつ55年施工のこちらのほうの増築、

プラス耐震補強をやっていくということになりますと、コスト的にして1棟にしていた方がいいほうが…。こちらのほう、2棟のほうを改築をばらばらにされますと、現在入所していらっしゃる方に一旦退所していただくかなければいけない、あるいは入所者を絞らなければいけないということもございまして、法人からの相談があったときに、建てかえのほうが妥当ではないかということで判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

中森慎二委員

そこまで部長が言うならもっと言わせてもらうけど、そうしたら、その検討資料、どういう資料が出てきているんですか、経済的な比較をして。トータルとしてどの案が一番ベストなんだというような検討結果に至った、今回の案に至った経過というものはどういう資料で説明をされていたんですか。それを出してもらったらどうですか。

口頭でそういう話をさせていただきただけだったら、我々はわからないじゃないですか。私、この補助金を出すなどと言っているんじゃない。1億何千万円という四日市の負担を正当に出させていただくためにおいては、そのチェックをちゃんとしてもらっているんでしょねということをあえて申し上げているわけであって、そこまで部長がおっしゃるのなら、今まで福祉施設と協議してきた過程を全部オープンにしてもらったらどうですか。どんな比較検討をしてきたんですか、そうしたら。どういうメリットがあってこの最終案になったんでしょうか。

市川こども未来部長

中森委員のほうからそのようなお話がありました。これについては、いろいろと経緯がありまして、第1次推進計画のほうに実は載せさせていただいていた計画でございます。そのときから、法人のほうとはいろいろと計画について詰めさせていただいていた経緯がございます。

ただ、昨年、うちのほう、当初予算のほうに乗せていくつもりで検討しておりましたが、県のほうが財政不足を理由に、当初予算に載せられないというような……。

中森慎二委員

ちょっと時間ももったいないので、そんなことは聞きたくないんです。どんな経過と、

どんな資料で協議してきたんですかと、その資料を出してもらえばいいんです。

市川こども未来部長

検討の経緯についてまとめたものをお出しさせていただくということでよろしいでしょうか。

中森愼二委員

かつ、部長が先ほど言われたような、いろんなケースを想定したものも検討したけれども、最終的に今回の案が一番ベストなんだということに至ったことがわかるような資料を出してください。

市川こども未来部長

中森委員のご期待に沿えるような資料を用意させていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

日置記平委員長

資料につきましては数点ありましたので、その点は漏れのないように、ひとつ、後日提出してください。

申しおくれました。報道機関の方が傍聴に来ております。

他に質疑。

豊田政典委員

今の中森委員のやりとりを聞いていまして、こんなことかなと思うんですけど、今の母子のところについても、四日市市の選択肢が、選択の幅があるとすれば、補正予算案、書類までつくって、直前の理事会で相談があったのかどうかもわからないけれども、5階建てが4階建てになるなんてことが、聞いている限り、相談もなく一方的に決められて、変わってきたというふうに聞こえなくはないし、その主体性がなさ過ぎると思うんですよ。かかわり方が薄いとなれば、今回の1億円余りについての四日市市の姿勢。

いや、そうじゃないんだと。ちゃんと協議をしてきて、5階が4階になったのも了解をした上での話なんだとなれば、今、請求があったような資料というのも当然、最初から、

もっと、1億円余りの金額の大きさをかみしめた上の議会の説明資料というのがなければいけないし、それが無いということ。

もっと言えば、保育士の処遇のところに関しても、聞きようによっては、国が1年限りでつけてきたメニューをボーナスのような形で国の事業で支払っているのだから、聞かなければすごく薄い説明しかなかった。

そうじゃなくて、先ほど議論に出たように、四日市市内の民間と公との公民格差というのも本気で改善しようとするのであれば、給与実態についても把握した上で県に提案して、基金の使い方であるとか、あるいは、三重県独自の政策を進めていこうとか、そういうことをしなきゃいけないと思うけど、そういうのは感じられない。何か国が決めてきた制度なので、まあ、乗っかるかな程度にしか聞こえないんですよ。そうじゃない。

これについてもそうです。1億何千万円を出すという判断をしたのであれば、今求められている資料も必要だし、そうでなければもっと問題だしね。4分の1と決まってきたから仕方ないんだみたいに聞こえかねない。この辺の意識改革が必要かなと思います、二つの資料のやりとりを聞きながら。

間違っていますか、認識。そのとおりだということか、これはこうこうこうで違うんだと、それだけを聞きたいなと思うんですけど。

市川こども未来部長

先ほど中森委員、豊田委員、お二人から言われたことにつきまして、市がもっと主体性を持っているんな施設整備について考えていくべきと……。

豊田政典委員

済みません、ちょっと聞いていなかったのだから、答弁、最初からお願いします。

市川こども未来部長

先ほど豊田委員と、それから中森委員のほうからおっしゃられた、もっと補助をしていく、国のメニュー、県のメニューがあるとはいえ、市が市費で幾分か金額を補助していく以上、もう少し主体性を持って政策をきちっとやっていけということにつきましては、もうそれはそのとおりだと思いますので、当然、心がけさせていただかなければなりませんし、ただ、市単独で全てを今の状況でやっていくのも非常に難しい。やはり、国や

県も責務として福祉政策についてはかかわっていただくべきところはあると思いますし、市がそれを市単独でリードしながら国の政策を引き出していくべきなのかどうなのかというところにつきましては、四日市市としてはまだそこまではちょっとできないかなと。やはり国、県のメニューに乗らざるを得ないところがございますので、そこは申しわけないというふうに思っております。

以上です。

豊田政典委員

だから、市単独でやるとかいうことを言っているんじゃないくて、保育所運営のほうについても、全額国の金だとしても、それを現場では四日市市がやるわけですよ、金がゼロ円だとしてもね。ということから、その事業の意味合いとか目的とか効果というのを、ちゃんと意識を持って、変えるべきところは国に言っていかなきゃいけないし、それだけの時間も金もかかるわけやし、実際は。だから、そういう意識の持ち方。ましてや、もう一個の母子寮のほうについては、市の金も使うわけだから。その意識はより高くなければいけないし、議会に対する説明も、余りにも貧弱ではないか、不誠実ではないかということを行っているんです。

以上。終わり。

日置記平委員長

では、他にないようでありますので、討論はありますか。

中森慎二委員

これ、ちょっと留保してもらったらどうですか。資料が出てきてからにして。すぐ出るんでしょう、協議してきたやつですから。

日置記平委員長

数点の資料は出ますか。時間的な問題はありますか。

中森慎二委員

請願と健康福祉部、先に行ってもらって、また戻ってきてもらえばいいじゃないですか。

日置記平委員長

私は今、資料がその時間に出るのかと。

市川こども未来部長

現状のところ、まだ県に対して補助申請が行われておりまして、県からの補助決定が、変更の決定がまだおりていない状況なので、ちょっとすぐにお出しできるかどうかはわかりません。申しわけありません。

中森愼二委員

変更は建物構造が4階になっただけで、建てかえるという考え方の基本的なことは当初から変わっていないわけじゃないですか。それがわかれば十分じゃないですか。

市川こども未来部長

第1次推進計画に載せたときの協議資料ということによろしいでしょうか。

中森愼二委員

部長が今おっしゃったことが説明できることがあればいいんじゃないですか。いろんなことを協議されてきたわけでしょう。

市川こども未来部長

ちょっと、きょう中というのは無理かもわかりませんが、用意をさせていただきたいと思います。

中森愼二委員

協議してきたのに、どこかにあるものをそのまま出してもらえばいいだけのことを僕は申し上げているんですよ。何も新たにつくってもらう必要はないじゃないですか。

市川こども未来部長

法人とは何度か担当者レベルで協議をさせていただいておりますけれども、いろいろな

ところにわたっておりますので、すぐに適切な状況に整えられるかどうか、ちょっとそのあたりはご容赦いただきたいと思います。

中森慎二委員

担当者レベルって、こんな大事なことを担当者にはりつけていたんですか。耐震、もたないから建てかえるという大きなことでしょう、これは。そんな基本的なことを協議したものはないんですか、記録として。会議録としてもないんですか。担当者ベースで協議したものは記録に残していないんですか、行政は。

市川こども未来部長

ちょっと課のほうに戻って確認してみないと何とも申し上げられませんが、一応建てかえをするということについては、社会福祉法人厚生会のほうから相談があって、それにしておりますので、何らかの資料はあるものと思われま。ちょっと、きょう中に整えられるかどうか、その辺はわかりませんので、申しわけございません。

日置記平委員長

そうしたら、その件は留保しておきますので、資料、出る範囲で、急いでまとめてもらって、できた時点でまたこちらに報告してください。それから、その件について行います。中森委員、よろしいか。

中森慎二委員

留保していただければ結構です。資料が出るまで。

日置記平委員長

じゃ、この件はそういうことにして、請願について。

少し勘違いしました。それじゃ、こども未来部のほうの審査については、きょうのところはこれで終わります。

今言いましたように、中森委員は資料だけと言っていますので、建設については反対するものではないと言っておるので、そのことの資料の部分だけと、一旦保留と言ったけど、中森委員、ここで決をとらせてもらってよろしいか。

中森愼二委員

私は、審議する資料が不足しているので留保してほしいということを申し上げているわけですよ。

日置記平委員長

了解。じゃ、留保します。

小川政人委員

保育士の部分はもう決をとってもいいんじゃない。

日置記平委員長

保育士の部分ね。

じゃ、議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費のうち、母子生活支援施設整備事業費を除く部分について、原案のとおり決することによろしいですか。異議ありませんか。

（異議なし）

日置記平委員長

ありがとうございます。

〔以上の経過により、議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費のうち、母子生活支援施設整備事業費を除く部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

日置記平委員長

それじゃ、母子生活支援施設整備事業費については、一応留保しますので、よろしくお願いいいたします。

10分程度休憩します。再開は35分といたします。

11：24 休憩

11：35 再開

日置記平委員長

では、再開いたします。

請願第2号 水痘・ムンプスワクチン接種費用の公費助成を求めることについて

日置記平委員長

請願第2号のほう、請願趣旨の朗読を。

(事務局朗読)

日置記平委員長

ありがとう。

委員の皆さん、何かご質問ありますか。

(なし)

日置記平委員長

ないようでありますので、請願第2号 水痘・ムンプスワクチン接種費用の公費助成を
求めることについて採決します。

賛成の人は挙手を願います。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

ありがとうございます。請願のほうは採択と決定いたします。

〔以上の経過により、請願第2号 水痘・ムンプスワクチン接種費用の公費助成を求め
る請願について、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。〕

中森愼二委員

委員長、一ついいですか。

請願はもうこれでいいんですが、最近、子宮頸がんワクチンの副作用が強くて、接種を控えるようにという話が出ているようなので、参考に教えてほしいんだけど、それに対して四日市市は何か動きをしているんですか。

日置記平委員長

参考までに。

瀬古こども保健福祉課母子保健係長

よろしく申し上げます。

金曜日の晩に、夜の7時から厚生労働省のほうで検討会が行われまして、その結果、以前、日本脳炎であったように、積極的な勧奨を一時中止するというふうな結論が出されまして、県のほうから土曜日に文書が届いて、きょう、医師会を通じて各医療機関に積極的勧奨の中止が行われるということを知るとともに、これから保育園、幼稚園、あと、小学校、中学校を通じてお知らせをしていく予定です。今ちょうど動き始めているところです。

中森愼二委員

それは、この委員会に報告する段取りはなかったんですか。言われるまでないわけか。

日置記平委員長

市川部長、ちょっと仕分けしてあげて。担当がわからない部分があるんやね。健康福祉部とこども未来部、その仕分けがあるから、向こうへ行っているかもしれない。向こうが担当なら向こうへ行っているし、あなたのほうの担当ならあなた方。今、説明があったと

おりなんでしょう。

市川こども未来部長

担当はこども保健福祉課の母子保健係が担当になっております。

成人した後ではなくて、18歳までのお子さんが対象になっておりますので、母子保健の担当になっております。

中森愼二委員

だから、接種を控えるようにということが全国で動き出しているという現況において、これはスピード感を持ってやらないかんことでもあると思うんですよ。だから、その情報について、この委員会に報告するような考えはなかったんですかと聞いている。

山路こども保健福祉課長

申しわけございません。失念しておりました。

中森愼二委員

だったら、現状における今の一番新しい情報について、委員会に報告してもらうべきじゃないですか、資料で。市民だって関心が非常に強いですよ。未成年の子供さんを持った保護者の方々からも問い合わせがあって、四日市市どうするんですかという話もきょう、早速聞いているぐらいだから、決まっていなかったら決まっていなくて、どういう動きを考えているかとか、そういうことはやっぱりタイムリーにやるべきじゃないかと思う。議会は開いているわけだし、委員会はあるわけだから。しかも、これを請願まで審査するという、内容は違うにしても、そういう時期があるわけなので。それはタイムリーにちゃんと報告してもらうべきじゃないですかね。留保した件もあるので、また後で一遍出直してもらったらどうですか。

山路こども保健福祉課長

資料を準備しまして、ご説明をさせていただきます。

日置記平委員長

よろしいね。

(異議なし)

日置記平委員長

それでは、きょうのこども未来部についてはこれまでといたします。ご苦労さまでした。それでは、昼までに15分となりましたけれども、健康福祉部の審査に入ります。初めに、部長のほう、一言どうぞ。

村田健康福祉部長

どうもこんにちは。健康福祉部でございます。

きょうは、第1号補正ということで、予算案の件、それから、追加上程をさせていただきました第2号補正ということで、補正予算を2件。それと条例の一部改正及び工事の請負契約の締結につきましてご審議をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 生活保護費

議案第52号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

では、説明させていただきます。

それでは、補正予算のご説明をさせていただきたいと思いますので、議案第46号と第52

号を続けてご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第46号でございますが、これは民生費の補正を2件計上させていただいております。まず、社会福祉費でございますが、地域支え合い体制づくり事業補助金といたしまして、103万3000円の増額補正。それから、また、生活保護費でございますが、セーフティネット支援対策等事業費といたしまして390万円の増額補正を計上させていただいております。2件合わせまして520万3000円の増額補正をお願いするものが一つでございます。

それから、議案第52号でございますが、これは衛生費の補正を1件お願いさせていただいております。保健衛生費でございますが、成人風疹ワクチン等接種公費助成事業ということでございまして、2051万9000円の増額補正予算の計上をお願いするものでございます。

以上、合わせまして3件の事業につきまして、それぞれの担当のほうからご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、私、健康福祉課のほうから、地域支え合い体制づくり事業補助金といたしまして、予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第1号）ということで、この資料でございます。こちらの資料を中心にご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。予算常任委員会資料の一般会計補正予算（第1号）でございます。

それから、あわせまして、補正予算書の12ページから13ページ、それから、16ページから17ページ、それと、加えまして、6月補正予算参考資料の5ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、予算常任委員会資料の2ページをごらんいただけますでしょうか。

この地域支え合い体制づくり事業補助金でございますが、これは、三重県地域支え合い体制づくり事業補助金ということで、補助率10分の10の補助金でございますが、これを活用させていただきまして、高齢者や障害者等に対する地域における日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図る目的で、平成23年度より実施している補助事業でございます。

この資料の4ページから8ページに三重県の事業実施要綱を参考におつけしておりますが、そちらにございますように、対象事業といたしましては、地域の支え合い活動の立ち上げ支援、それから、地域活動の拠点整備、人材育成の3種類の事業を行っております。

先ほども申し上げましたが、この事業、平成23年度からの事業実施ということでございますので、これは3月に三重県から通知がございまして、今年度も実施に当たりまして各地区への周知をさせていただいております。地域の団体さん、自治会さんとか、地域社協

さん、それから、あと、社会福祉法人さん、NPO法人さん、社会福祉のサービス事業者さんといった、この事業の対象になる方に周知を行っております。

しかし、この事業でございますが、新規に立ち上げる際に必要な経費への補助に限るといこともございますので、今般につきましては、NPO法人の下野・生き域ネットの高齢者の孤立防止と交流促進を目的とする「下野生き域！集まるまいか」という事業でございますが、これ、1件が補正予算計上ということでさせていただいております。

あと、二、三、事業のご相談もございましたけれども、今般、やっぱり事業の中身を精査させていただく中で、地域の中でどうしてもまだ総意が得られていなくて、地域として上げていこうというところまでたどり着かなかった事業もございます。それから、新規の事業の立ち上げに限るといこと、昨年度も実施を上げておられるところや、一昨年度に上げておられるところなんかにつきましては、もうその事業を地域で継続するというふうに力を注ぎたいといこともございましたので、この件数になったかというふうに考えております。

この下野の事業でございますが、事業内容といたしましては、下野地区各町の集会所、公園、里山等を巡回して、高齢者が自家用に栽培した野菜や果物や趣味の手づくり品の販売や不用品を持ち寄っての高齢者のフリーマーケットの開催、それから、地域性を生かして季節のイベントや交流会などの開催を行うといった内容のものをいただいております。予算額は103万3000円で、地域の広報のパンフレットの作成や、品物の陳列用のテント、机、椅子などの備品に係る経費を計上していただいております。

なお、3ページでございますが、平成23年度、24年度にこの事業を実施しておりますので、各地区の団体から出されました事業の一覧も参考につけさせていただいております。

あと、この下野・生き域ネットさんですが、23ページのほうに、昨年も下野・生き域ネットさんの事業が補助対象として上がっておりますが、昨年度の事業と今年度の事業は事業内容が異なるといこと、新規の取り組みといことに対応させていただいておりますので、予算を計上させていただいております。

私からは以上でございます。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

よろしく願いいたします。

私のほうからは、セーフティーネット支援対策等事業費について、生活保護システム改

修費ということで390万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算書のほうは18ページ、19ページ、それと、説明のほうの資料につきましては、予算常任委員会資料一般会計補正予算（第1号）、こちらの資料の9ページ、10ページのほうをごらんいただきたいと思います。

セーフティーネット支援対策等事業費を計上させていただいたというところでございますが、これは、生活保護基準の見直しが平成25年度に行われることになりました。今回、その見直しでは、基準額だけではなくて、激変緩和措置などが行われるということになりまして、現在、本市が使っております生活保護のシステムでは対応することができませんので、システム改修を行う必要があります。システム改修経費については厚生労働省のほうから、セーフティーネット支援対策等事業費補助金、これは10分の10の補助率でございますが、これの対象とするという通知がございましたので、今回、セーフティーネット支援対策等事業費として計上させていただきました。財源につきましては全額が国庫補助ということでございます。

続きまして、10ページのほうでございますけれども、生活保護基準等の見直しの考え方ということで、概要についてご説明を申し上げます。

生活保護基準の見直しということでございまして、これについては大きく三つのものが厚生労働省のほうから示されております。

1番目として、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整ということでございますが、生活保護費のうち、生活扶助の基準と一般低所得世帯の消費の実態との均衡が適正にはかかれておるかどうかということにつきまして、年齢、世帯の人員、居住の地域の3要素を別に見て検証を行いました結果、現行の基準と消費の実態との間に乖離が見られるというところから、消費の実態に合わせるような形で見直しが行われたというふうに伺っております。

それから、2番でございますが、前回見直し以降の物価動向を勘案したということでございます。前回見直しが行われましたのは平成20年度でございますが、それ以後、基準額については据え置かれて、見直されてはおりませんでした。その間もデフレ傾向が続いておるというところで、このために客観的な物価を勘案した上で基準の見直しなどを行ったということでございます。

続きまして、それに伴いまして、今回、見直しの影響を一定の程度に抑えるという観点から、平成25年度から3年間をかけて段階的に激変緩和措置を実施するということになっ

ております。その増減幅については10%を限度とし、それから、3年間の間で段階的に実施をしていくというようなことになっております。

激変緩和措置の内容でございますが、現行基準から新基準へ毎年3分の1ずつ移行していくような形で調整を行っていくというふうになっております。

それで、生活扶助に係る影響額のほうでございますけれども、単身世帯に比べると複数人の世帯のほうが影響が大きくなるということと、それから、単身世帯同士で比べますと、高齢者世帯に比べまして若年者のほうの影響が大きくなるというような試算の結果が出ております。

それから、2番目でございますが、期末一時扶助の見直しというのがございまして、期末一時扶助は、年末のみ支給するものでございますが、現在は乳幼児から高齢者まで一律の基準額に世帯人数を乗じた額を支給する方法をとっておりますが、今回の見直しによりまして、世帯人員数に応じた額を支給する方法に改められていきます。これにつきましては、影響は、世帯人員が増加するほど大きくなるというふうになってまいります。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

今回補正をお願いいたしますのは、成人風疹ワクチン等接種公費助成事業でございます。資料といたしましては、補正予算書(2)の14、15ページ、補正予算案(第2号)の概要、予算常任委員会教育民生分科会資料をお願いしたいと思います。

まず、補正予算案(第2号)の4ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

グラフで、全国、三重県、四日市市の風疹の発生状況をお示ししてございます。

平成24年度につきましては、いずれも7月以降に患者が増加しているところでございますが、ことしにつきましては、3月から急激に増加しております。

今現在の最新の状況といたしまして、6月5日現在でございますが、全国では9408人、三重県は57人、四日市市では10名の患者が発生をしているところでございます。

戻っていただいて、3ページをお願いしたいと思います。

風疹は、三日ばしかとも呼ばれておりまして、妊娠初期の女性が風疹にかかると、胎児が風疹ウイルスに感染いたしまして、難聴、心疾患、白内障などの障害を持った先天性風疹症候群の子供が生まれる可能性がございます。そのため、全国的な風疹の流行状況

を勘案して、三重県と協調いたしまして、妊婦への感染を防いで先天性風疹症候群の発生を防止するため、緊急措置といたしまして、今年度に限りまして、接種費用の一部を助成することによって安心して子供を産むことのできる環境を目指すものでございます。

次に、対象者につきましてですが、妊娠を予定、または希望している女性、妊婦の夫、妊婦の同居家族でございます。接種見込み者合計を3750名と見込んでございます。助成回数につきましては、1人1回でございます。助成額は、麻疹風疹ワクチンの接種料が1万円から1万1000円かかるというところで、約半額の5000円を上限といたしております。助成期間は、三重県と同じでございます。6月1日から来年の3月31日までを予定しております。各医療機関でワクチン接種をしていただくものでございます。

補正予算額といたしまして、2051万9000円をお願いするものでございまして、財源内訳といたしましては、県支出金が937万5000円、一般財源が1114万4000円でございます。

次に、5ページをお願いしたいと思います。

ワクチン接種の流れでございますが、予算をお認めいただいた後、7月以降につきましては、補助券の申し込みをしていただきまして、補助券を持って医療機関でワクチン接種をして、接種料金と補助額の差額をお支払していただくものでございます。

下段は、既にワクチン接種をしていただいた方の流れでございますが、医療機関の領収書を添付して申請をしていただき、補助金を振り込みさせていただく流れでございます。

続きまして、予算常任委員会教育民生分科会資料、右上に健康福祉部資料ナンバー1と記載された資料をお願いしたいと思います。

1ページでございますが、補正予算の算出内訳をお示ししてございます。

算出の内訳でございますが、1の妊娠の予定、または希望している女性につきまして、本市の2年間の出生者数から対象者数を6000人としております。接種予定者につきましては、対象者数6000人に、国が実施いたします感染症流行予測調査による女性の未接種率52.7%と妊娠を予定、または希望している女性の年代に一番近い年代の接種いたします子宮頸がんワクチンの接種率65%を乗じて、2100人を算出しております。

2の妊婦の夫の対象者数でございますが、1年間の出生者数3000人に助成区間が6月からということで、12分の10を乗じております。接種予定者数につきましては、対象者数2500人に、国が実施する感染症流行予測調査による男性の未接種率69.9%と子宮頸がんワクチンの接種率65%を乗じて、150人を算出しております。

3の妊婦の同居家族の対象者数でございます。1年間の出生者数3000人に、本市の1世

帯当たりの平均人口2.4人から夫婦2名を差し引きまして、12分の10を乗じております。接種予定者数につきましては、高齢者インフルエンザ接種率50%を乗じて、500人を算出してしております。

助成額の合計につきましては、助成額の上限5000円にそれぞれの接種予定者数を乗じまして、1875万円を算出してしております。

2ページをお願いいたします。

2ページは、その他事務費でございますが、補助券等の印刷費用、郵便料、システム改修費、合わせまして176万9000円を計上いたしてしております。

歳入の県支出金につきましては、予定額に2分の1を乗じまして、937万5000円を計上させていただいております。

3ページには、三重県の補助事業の概要をお示ししております。対象者、対象期間は本市と同じでございますが、補助金額は、市町の助成額の2分の1ということで、2500円を上限としておるところでございます。

説明は以上でございます。

日置記平委員長

ありがとうございます。

ちょうど12時5分になったのですが、一旦ここで。付託議案のほうの説明は時間がかかりますか。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

コンパクトにさせていただきたいと思っています。

日置記平委員長

じゃ、続けてやってください。

議案第47号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について

議案第48号 工事請負契約の締結について

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、教育民生常任委員会の付託議案の関係についてご説明させていただきます。

まず、今回、2件上げさせていただいております。議案第47号は、四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正、また、議案48号につきましては、工事請負契約の締結についてというような形でご説明をさせていただきます。

それでは、早速、付託議案第47号についてご説明をさせていただきます。

こちらのほう、教育民生常任委員会資料というのをごらんください。資料ナンバーは、右上、健康福祉部資料ナンバー2というものでございます。

こちらのほうの1ページをごらんください。

今回、議案第47号で上げさせていただいております四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正、こちらにつきましては、国の動物の愛護及び管理に関する法律が平成25年9月1日で改正施行されるということに伴います関係規定の整備について一部改正をさせていただくものでございます。

まず、この資料の1ページをごらんください。

今回の改正の主なものとして、現行の動物取扱業を第1種動物取扱業とするというような形で変わっております。こちらにつきましては、営利を目的とする動物の取引についてでございます。

のところに、主な登録業種というような形で、販売であるとか、保管、貸出、訓練、展示等、こういうものの登録業種がございます。現在、四日市で平成25年度に登録があるのが、この表に示させていただいたとおりでございます。なお、この数字につきましては、それぞれ重複がございますので、この合計数が全部というような形ではございません。

それとあわせて、のところで、動物取扱業者の適正化のための規制というのが今回出ております。この部分につきましては、生まれたての動物についての取引を禁止するというような部分がございます。こちらにつきましては、やはりネット販売等でトラブルも起きているということなのですけれども、遊びの中での社会化、要するに、親子で育つ、兄弟間で遊ぶというような形で、かみ癖であるとか、ほえ癖が防止できるというような形でございます。ですので、出生後56日を経過しない犬猫の販売の引き渡し、展示は禁止しております。また、あわせて、販売の際に現物確認、それから、対面説明の義務づけを行っております。

(2)のほうに、今回、第1種というような形の動物取扱業を示しておりますが、今回、第2種の動物取扱業というのを創設しております。こちらにつきましては、営利目的ではなく非営利というような形で実施しているものでございます。こちらのものにつきましては、一定規模以上の頭数について届け出を義務づけさせていただいております。

一番下のところに、施行期日が平成25年9月1日というような形でございますので、6月定例月議会のほうで条例改正案を上げさせていただいておるといようなことでございます。どうぞよろしく願います。

古川食品衛生検査所長

よろしく願います。

資料は、先ほどの資料に引き続きまして、2ページからと、それから、予算提出議案参考資料というのがあるんですが、そちらのほうの6ページ、議案第48号工事請負契約の締結についてという食品衛生検査所新築工事の資料をごらんください。

食品衛生検査所の食肉検査施設の老朽化に伴い、四日市市食肉センター、食肉中央卸売市場に隣接する土地に、食肉検査施設を新設するものであります。

本件工事は、食品衛生検査所の食肉検査施設の建屋の建設を行います。

工事概要といたしましては、食品衛生検査所鉄筋コンクリートづくり2階建て、1階を事務室、研修室等、2階をBSE、病理、微生物、理化学等の検査に係る部屋とします。

それから、工事のスケジュールでございますが、7月中旬から2月末まで。

それから、契約金額につきましては、1億7376万4500円でございます。

契約の相手方といたしましては、大宗建設株式会社。

契約の期間は、契約の日から平成26年2月28日まで。

入札方法は、一般競争入札で、総合評価方式簡易型をとらせていただいております。入札方法につきまして、2ページからの資料でお示しをさせていただきました。総合評価方式簡易型、その1から5の5業者につきましての技術評価点内訳表及び3ページ以降の四日市市調達広告、今回の入札に関する内容の情報をここに上げさせていただきました。

それから、A3の横長の資料に、総合評価方式の簡易型評価項目ということで、評価をするための項目をその表に上げさせていただきました。

以上、簡単ではございますが、以上とさせていただきます。よろしく願います。

日置記平委員長

ありがとうございます。12時10分をまわりましたので、これで休憩をとらせていただきまして、再開は1時10分といたします。

12 : 12 休憩

13 : 11 再開

日置記平委員長

それでは、午前中に引き続いて午後の部の審査に入らせていただきますが、請願者の方に来ていただいています。皆さんのお手元に資料をお配りをさせていただいております。風疹についての請願者は、三重県保険医協会事務局の竹野さんという方がお越しであります。皆さんにご理解をいただきまして、竹野さん、ちょっと席にお座りいただけますか。

それでは、協会から出されました請願について、事務局のほうから説明をしていただきます。よろしくをお願いします。

請願第1号 風疹の予防接種費用に公費助成を求めることについて

(事務局朗読)

日置記平委員長

ただいま請願の趣旨について朗読をしていただきました。

それでは、資料を提出されていますので、お越しいただいた請願者のほうから、簡単に補足をしていただきましょうか。

請願者(竹野)

私、三重県保健医協会から参りました竹野と申します。きょうは貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

朗読していただきました請願趣旨について、補足でお配りさせていただきました資料等を使いまして、簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料の2ページ、ごらんいただけますでしょうか。

こちらが、請願の文面には5月22日時点で7540人の患者さんが全国で出ているとさせていただきますが、その後も患者さんが全国でどんどんふえておりまして、6月5日時点での患者累計数は、2ページの上のグラフにありますように、9408人まで上っております。そのグラフの下にありますのが2012年ですとか2011年の患者の推移でございます。過去5年と比べましても、ことしが患者数が大変多いということがこちらからも見ていただけると思います。

なお、下のグラフは、週別の風疹の患者の報告数を2012年、2013年と比較したものでございます。こちらから見ていただきましても、流行が続いていることが確認いただけるかと思えます。

また、三重県におきましては、6月5日時点で55名の患者さんが出ているということが3ページに書いてあります。この風疹がこれだけ拡大しているということで、予防接種を受けることがこれまで以上に必要ではないかということで、今回出させていただいたわけですが、現在の定期接種につきましては、1歳児、それから、小学校入学前の2回チャンスがございます。ただ、現在の流行の中心が成人の方、20代から40代、特に男性が多いということで、4ページにございますのが、男性、女性の患者さんの数と年代別を横向きのグラフにしたものです。男性は患者数が大体女性の3倍以上、7227人、女性が2181人の中で、男性のほうを見ていただきたいんですが、私、手書きで書かせていただきました83%というのが、20代、30代、40代の患者さんの男性患者の中で占める割合になっています。

この世代が特に子育て世代にも当たるとということで、先天性風疹症候群という先天性の病気を防ぐためにも、特に、妊婦さんはワクチンを打てませんので、妊娠を望む女性、これから妊娠を考えている女性には、妊娠前にぜひワクチンを打っていただきたいと考えるんですが、もちろん、女性だけではなくて、男性、特に妊婦さんのご主人様ですとか、一緒に暮らしてみえる家族の方については特に予防接種を受けていただきたいと考えております。

5ページにございますのが先天性風疹症候群の報告です。こちら、国立感染症研究所が出している表になっておりまして、2012年、13年のところに、こちらも手書きで書かせていただいたんですが、秋以降、10名の報告が出ております。ちょっと前までは、実は8名の報告ですということでご説明していたんですが、4月の後半にまた2人、こういった患者さんが出ておりまして、全国で10名まで拡大しております。

5ページの表の真ん中のあたりを見ていただきたいんですが、母親のワクチン接種歴をごらんください。ほとんどの方がなしか不明です。ワクチンで風疹を防げれば、この先天性風疹症候群の報告を一つでも二つでも防ぐことができたのではないかというところからも、ぜひともワクチンをいろんな方に受けていただきたいということで、こちらの請願をお願いしたいと考えております。

報道等で四日市におきましては、こちらの助成を検討してみえるということで、議会にも上程されているというお話も伺っております。大変うれしいことだと思っておりますので、ぜひともお願いしたいのと、それから、こういった措置に対して、国が助成を行うですとか、自治体や県のバックアップをするというようなことは、要望は出ていても国のほうからはございません。そういったところからも、国に対して意見書を提出していただければということで、3項目上げさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

日置記平委員長

ありがとうございました。

じゃ、請願の審査の前に、今、説明していただいた協会の事務局員である竹野さんに対して、何か尋ねられることがありましたら。

山本里香委員

国の制度でそういうふうになっていけばと思っております。私も同年代の方で、風疹症候群の子供さんを持たれた方、同じ仕事をしていた方ありますので、切実な問題だと思うんですが、3点教えていただきたい。私の知識不足です。

風疹の予防接種をしたとして、抗体ができるのにどれぐらいの期間がかかるのか。つまり、インフルエンザだと抗体ができるまでに2週間とか言われますけれども、

それから、私、高等学校に勤めていたんですけども、たしか、高等学校の女子で、中学生のときに接種をしているにもかかわらず風疹ということで、三、四年後にかかっている生徒があったんですが、1回の接種で、終生免疫がつく形になると思うんですが、そこら辺のところの確実性についてどのような現状なのか。

それと、このグラフを見せていただいて、余計に顕著に思ったんですが、今までになく去年からことしにかけてふえていることの要因は、今までと何が違うのか。そして、あと、5ページのこの表で、渡航歴あり。感染がベトナム、フィリピン、インドということは、

海外。つまり、国内感染ではなくて、こういうところから広がって行って、国内で顕著化されたのかどうなのかということが、ちょっとこれを見て疑問に思いましたので、教えていただきたいと思います。趣旨には賛同しております。

日置記平委員長

竹野さんは事務局員さんですので、請願者の代表の方ではありませんから。そこで、私が申し上げたいのは、全てパーフェクトにあなたがお答えになれば大変幸いですが、わからないところはまた後ほど回答していただければいいし、それから、理事者の皆さんのほうで補足してもらおう点があったら、挙手でやってください。

どうぞ。

請願者（竹野）

私、事務局ということで、ちょっと前提として、私ども三重県保険医協会、保険医の団体でございます、医師と歯科医師で構成しております。団体の会長をしておりますのは、津市で開業をしております医師でございます。なので、会長がこの場にいれば、先ほどおっしゃっていただいたようにパーフェクトで回答もできるかと思うんですけども、私が本日持っております資料でわかる範囲のみ答えさせていただきまして、ぜひ専門の皆様にご教授いただければと思っています。

まず、1点目のワクチンを接種してから抗体ができるまでの期間につきましては、申しわけございません、私の知識不足で、こちらについてはわかりません。どのぐらいの免疫が続くのかという、女子中学生の方が打って、その後また風疹にかかる可能性があるのではないかという点ですね。免疫につきましては、やはり終身免疫ではないというふうに、私が今持っている資料の範囲ではうたっております。やはりワクチンが万能というわけではございませんので、100%効果を持つというわけではないそうです。ただ、抗体ができる可能性としては、今、定期接種2回行われていると思いますが、1回の接種で95%から99%程度の抗体はできるというふうに、国立感染症研究所の風疹Q & Aという資料の限りでは書いてございます。ただ、それが一生続くかということ、そうではない実態もあるそうです。

それから、ことしの流行の要因でございますね。要因については、報道等、いろいろ私も見てはいるんですけども、これが原因のせいで流行っているとか、これの原因のせい

で男性に感染が多いという明確な回答はないかと思えます。もちろんワクチンを打っていない方が多い世代というのも一つの要因ではあるかもしれないんですが、それが100%ではないと思えますので、ちょっとご回答になっていないところもあるかと思えますが、申しわけございません。

海外で感染した方が2005年や2011年にいらっしゃるところは、私もこの報告書を見て、そういうこともあるんだなと考えているんですけども、海外から持ち込まれる、いわゆる海外で流行ったインフルエンザなんかがかっちへ入ってくるのではないかというようなことは、特にこちらについては、海外がどうかということについては触れられておりませんので、あくまで国内の問題の話ではないかなと考えておりますが、こちらも、明確に答えられず申しわけございません。

山本里香委員

ありがとうございました。私も疑問に思っていたことがあったので、お伺いしたのですが、また別なところで確認したいと思えます。ありがとうございました。

日置記平委員長

理事者の方で何か補足は。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

抗体ができる期間でございますが、二、三週間で作りますけれども、障害が起こりやすいのが妊娠10週から12週までというふうに理解しております。

日置記平委員長

他の委員の方、どうぞ。

豊田政典委員

2点教えてほしいんですが、一つは、請願の事項の対象にされたのが妊婦中心になっていきますけれども、感染者は必ずしもそうじゃないんですよね。そこを限定された理由が一つ。

それから、請願事項の3点目に国への意見書とありますけれども、請願者から国へのこ

れまでの働きかけをされたのかどうか。されていれば、それに対する国の反応についてご紹介いただければと思います。

請願者（竹野）

まず、1点目の件ですね。なぜこの形で絞り込んで出したかにつきましては、こちらの請願項目を出すに当たりまして、協議させていただきまして、まず、年齢については、やはり19歳を一つのラインとして出したい。今の定期接種より前に生まれた方をカバーできるような形で公費助成を行っていただきたいということで出しました。その後、少なくともというところから絞り込んだ理由につきましては、請願の趣旨にもございますとおり、今回、請願を出す理由の一つとしては、やはり先天性風疹症候群を防ぎたい、胎児やお母さんたちを守っていただきたいという視点から出させていただきました。全ての方、もちろん19歳以上の方、どなたも感染する可能性はございますし、やはり都市部なんかで流行っているというところを見ましても、多くの大人の方が集まるところで感染が広がるということも十分あると思います。

ただ、こちらは、財政を伴う問題というのももちろんあると思いますので、その中で全部の方を、例えば19歳以上の方全員の方に助成をいただければ一番いいとは思いますが、その中でも協会としてどこを重視しているかということを確認にたくて出させていたしております。なので、これ以外の方は必要ないという考えではございませんので、ご理解いただければと思います。

2点目の国に対して当協会から要望をしているかにつきましては、まず、こちらの請願は県にも出させていただいております。それから、県に対する要望書も出しておりますが、私ども保険医協会、全国保険医団体連合会という連合体を組んでおりまして、こちらの東京にございます保険医団体連合会のほうから国に対しては要望書を田村大臣宛てに出しておりますので、保険医協会単独では出していないということでございます。

豊田政典委員

二つ目の、保険医団体のほうから出されている要望に対する国の反応というのは、わかればご紹介いただけますか。

請願者（竹野）

申しわけございません。反応があったかどうかにつきましては、私、今、把握しておりませんので、お答えできず、申しわけございません。

県に関しては、出させていただいた時点では、回答はいただいています。国はごめんなさい、ちょっとわかっていなくて、申しわけないです。

日置記平委員長

他にないようでありますので、それでは、この三重県保険医協会さんの請願に対して、採決をとらせていただきます。

賛成の人は挙手を願います。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

多数であります。採択されました。

[以上の経過により、請願第1号 風疹の予防接種費用に公費助成を求めることについて、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

日置記平委員長

参考までに、竹野さん、知っておられたら教えてください。

その他になります。午前中に子宮頸がんの話が出てまいりまして、協会さんでは、何かそんなことが話題になっていきますか、これからですか。

請願者(竹野)

話題といいますと、どういった話題。

日置記平委員長

国がこのワクチンに対しての方向性について、少し……。

中森慎二委員

請願者に全く関係のない話ですから。

日置記平委員長

あなたのために尋ねた。本人がいいと言っていますから、どうもありがとうございます。ご退席ください。

請願者（竹野）

どうもありがとうございました。

日置記平委員長

それから、風疹の予防接種費用に国費助成を求める意見書について、ここに原稿がありますので、皆さんのほうにお配りをさせていただきます。

（事務局朗読）

日置記平委員長

この文章で何かご意見がありましたらご発言願います。

（異議なし）

日置記平委員長

ないようでありますので、これについては委員のメンバーさんに署名をしていただくことになっておりますので、早速お配りしますから、署名のほうをよろしく願います。

じゃ、今、回覧させてもらっていますが、この意見書発議については、提案理由説明を署名者から行っていただくことになっていますが、委員長の私が行うことでご理解いただけますか。

（異議なし）

日置記平委員長

ありがとうございます。

これで、竹野さんのほうは終了いたしましたので、ご苦労さまでした。

それでは、理事者の方、追加して入っていただく方、入ってもらえますか。

(発言する者あり)

日置記平委員長

僕は後に時間があるのかなと思って、気配りしましたけど、審査はまだもう一つありますから、いていただいて結構ですからね。追い出したわけではありませんよ。

それでは、再開いたします。

午前中に全て説明いただきましたので、まず、議案第46号から入りますので、委員の皆さん方のご質疑がありましたら、どうぞ。

山本里香委員

議案第46号からということで、補正予算ですが、詳しい資料を請求したところの追加分の資料の5ページで、見直しにかかわるところで3点、上のところに記述をされております。これは、今回の予算は、この見直しにかかわらず、システムの改修にかかわる費用ということですがけれども、この保護基準の見直しの実施のことをいいか悪いかということになると、これで判断するしかないんですよ。これ以降、出てこないんですよ。そのことをまず確認したいです。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

山本委員からお尋ねのありました件でございますが、あくまでシステム改修に係る補正を上程ということでございますので、こちらの中身について了というところにはなってこないかなというふうには考えます。

山本里香委員

なってこないのかなということ、それはいつ議論になるんですか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

これにつきましては、厚生労働省のほうから示されてきておりますもので、生活保護につきましては、全国一律の運用が求められておるといところでございます。基準につきましても、四日市市は2級地の1ということで、これにつきましても三重県内では津市と四日市市、それ以外のところについては2級地、3級地ということで、それぞれの市に各基準表が割り当てられてくるというようなところになっておりますので、申しわけございませんが、国の言うとおりというところでございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

山本里香委員

大変微妙なところなんですけれども、見直しを実施しようとする、事務作業をするに当たって、この費用が必要だということになるわけですね。だから、内容について云々かんぬん吟味をしようとする、その場面は当市議会では委員会の場ではないということになるんですね。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

まことに申しわけございませんが、これにつきましては、厚生労働省から示されておりますとおりというところでご理解をいただきたいというふうに思います。

山本里香委員

理解はしました。ですから、内容的なことに関してはということなんです、システム改修として新しいシステムで動かしていくことが本当にいいのかどうかという。そういう立場に立ってみれば、この基本的な考え方のところの厚生労働省生活保護基準部会の検証の結果、現行基準と消費の実態との間に乖離がある。どんな乖離なのか。消費実態に沿うような見直しに本当になっているのか。消費実態をどのように市として確認をしているのかというようなこと、これは国が決めてきたからしょうがないよという今の話ですけれども、そこら辺のところはどうも説明が私は拙いと思いますね。

そんなところで、例えばのところの平成20年以降の物価動向の反映ということも、国では一定の調査をして、そのことを理論武装しているんですけども、この間の物価動向の内容の中で、生活保護の現場として、受給者の対応をしてもらっている現場として、消費実態が本当に乖離しているのか、乖離はプラスなのかマイナスなのかということも含め

て、もし考え方があったらというか、思うところがあったら述べていただきたいと思います。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

山本委員からお尋ねがありましたところですが、私もこの4月から徐々に配属されて説明させていただいておるわけなんですけれども、平成20年度の見直しの時点から据え置くというところで、基準のほうは変わっておらなかったというところが一つございます。その間に、年金とか、そういったものは引き下げられるような方向で進んでおったというふうに理解をしておるんですけれども、生活扶助の実態というところで、ここにも、私が出したわけではないんですけれども、部会のほうの検証結果というところで出ておりますところだと、消費の実態というところで、年齢に応じた水準というところで、現行の基準と消費の実態というところで比較をしておるわけなんですけれども、まず、年齢別のところにつきましては、ゼロ歳児から2歳児の間を1とした場合に、今までの場合ですと、保護基準が1に対して0.69というところだったんですけれども、実際、コンマ3程度の開きがあるというところがございます。

同じように、高齢者の60歳以上の刻みについても、これも基準のほうが高いというところで、ゼロ歳児から5歳児、乳幼児の部分については引き上げ、それから、高齢者の部分についても引き上げというところで、逆に灰色の部分については下げてきたというようなことです。

それから、世帯人員別につきましても、従来考え方ですと、人数がふえれば食費もそれだけかかるというようなところで基準のほうがつくられておったわけなんですけれども、消費の実態を見ていくと、逆に人数がふえても食費自体はそれほど比例してふえていかないという検証の結果が出たというところがございます。

それと、もう一つ、世帯人員別のところがございますけれども、食費と別に高熱費とか被服費というような家計のところがございますけれども、生活保護では生活扶助費というような言い方をするんですけれども、これにつきましては、逆に人数がふえても、共通で消費するような部分も結構あるというところで、人数に応じてそれほどふえていかないような基準の組み方だったんですけれども、逆に、これについては、人数がふえるほどやはりふえていくというようなところもありまして、こちらについては引き上げというような形で、いろいろ差し引きして、トータルとしてはやっぱりマイナスになっていったというような

ところがこちらの検証の結果というふうな形で私どもに示されておるところでございます。

山本里香委員

窓口対応をしていただいている、あるいは、ワーカーさんが受給者の皆さんとの対応の中で、実態がどうなのか。今、国のほうでこの制度を、この内容を変えていくよという中で、物価が下がっているからということが大きな部分で言われて、じゃ、本当に物価が下がって、下がっているものもあるでしょう。でも、上がっているものもある中で、生活実態、その間の物価動向を勘案して、基準額の見直しが適当なのかどうかということをお四日市で考える余地がないとすれば、大変問題の部分もあるのではないかなと思うんですが、実際問題、家電製品などはぐっと値段が安くなっているけれども、この間、油が上がったりとか、食料品などなど、一般的な生活必需品の中で値上がりがしているものが出てきている。ずっとこの20年間の間でも上がっているものがあり、これからも上がりそうな状況がある。0.2%物価が上がるそうですから。そのことも含めて考えたときに、大変問題があるのではないかと。

この問題点について窓口が認識しているかどうかということが、今、一番のネックになると思うんですが、そここのところ、国がいろいろな計算方法で試算をして持ってきた。あと、食費が掛ける人数分は要らないんじゃないか、掛ける人数分には今なっていないわけですから、実際。今でも生活の家族分の必要なものと、あと、頭数と、今でも違うわけですから、それをもっと、ある部分では凝縮するなんていうことが、果たして生活実態、年金者の方の年金が下がってきて、その生活実態が一方にはありますけれども、年金者の方であれ、受給者の方であれ、その生活実態が本当に、今もっと支給基準を縮小しなければいけないような実態にあるのかというのを、やっぱり真実のところを聞きたいと思うんですが、それがないと...

質問はこの辺で終わりたいと思うんですが、これは地方から発信してっていないと思うんですがけれども、そここのところを感じる場所があったら、思うところがあったら教えていただきたいと思っております。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

なかなか私もお答えしにくいところもございますけれども、実際、一つには、不正受給の問題とか、いろいろ生活保護を取り巻く中で、世間からたたかれておるような部分もある

るというふうな理解をしておるんですけれども、そういったところから、社会保障の全体的見直しの中で、扶助費については下げていくような方向でずっと議論が進んでいったような認識を私はしております。

その中で、今回基準として示されておりますけれども、この基準につきましては、あくまで平成25年度のものというふうな形で私どもは理解しております。新基準ということで、平成27年度に最終の形というふうなことで厚生労働省のほうは申しておりますけれども、実際、この先、消費税が入ってくるとか、2%物価上昇を目指すようなことで進めておりますけれども、そういった場合にはその基準自体を見直すというところで、厚生労働省のほうからは説明を受けておるというところでございます。

山本里香委員

終わりにしようと思っていたけど、今の答弁で一つだけ。

これ、いいですか。不正受給の問題や、いろいろ受給者の問題でたたかれているようなことがあって、その不正受給、四日市は不正受給が多いような状況をつくっているんですか。そうではないと私は思っているんですよ。ちゃんとしてもらっていると思いますよ。保護課の皆さんで対処してもらっていると思うんです。だから、そういうようなことがこの改定の、政府はそういうふうに言っているなんて、そんなことでいいんですか。それは、こんなことは言うてはいけんことやと私は思いますけれども。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

済みません。ちょっと私のほうで余分なところという申しわけないんですけれども、うちのワーカーが見逃しているとか、そういったことではなくて、全国的にいろんなお話があって、そういったところが厚生労働省のほうの認識というふうなところがあるのかなというふうには考えております。

日置記平委員長

他に。

中川雅晶委員

今回は、この金額の見直しにおいてシステム改修をされるということだと思っております。

れども、見直しは生活扶助費と住宅扶助費と教育扶助費。ごめんなさい、生活扶助費だけ見直すということですよ。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

おっしゃられるとおり、生活扶助費の部分というふうに聞いております。

中川雅晶委員

ぜひ生活扶助費の、これはもう国から出てきたもので、こういう形にしなければいけないとは思いますが、運用において、例えばこれ以外の通院交通費であったりとかを生活扶助の中で見るとかということがないように。通院が妥当な場合は、もちろん適正な通院交通費としてちゃんと見てあげるとか、偏った運用じゃなくて、適正に、しっかりとさせていただくとかということはやっていただくように要望しておきます。

それから、資料の中でお伺いをさせていただきたいんですけども、いただいた資料の中に、見直しとは別に、就労活動促進費の創設ということで、これは同時に、今年度の8月からこの部分の就労活動促進費というのを創設されて支給がスタートするという事なんでしょうか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

これは、今年度の8月に基準改定がございまして、それにあわせて新たに設けられていくというふうに聞いております。詳細につきましては、申しわけございませんが、7月に入ってから県のほうで説明会があるというふうに聞いておりますので、お示ししている以上のものはちょっと私どもでもまだ把握していないというところでございます。

中川雅晶委員

要望なんですけれども、それがしっかりと示された段階において結構ですので、書面等で委員会にも提示いただくようお願いをしておきます。

中森慎二委員

ちょっと教えてください。

議案第46号の生活保護基準の見直しに伴う補正予算ですが、これはシステム改修費とい

うことで390万円計上されているんだけど、これ激変緩和措置で3年間にわたって変わるということですが、3年間分のシステム対応できるような改修ということなんですかね。それとも、平成25年8月時点における暫定的な激変緩和措置に対応するためのシステム改修なんですかね。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

平成27年度の最終の基準が示されるまでの間のシステム改修ということでございます。

中森愼二委員

そうすると、もうこれ、1回やっておけば、最終まで変える必要はないと、そういうことなんですね。わかりました。

日置記平委員長

他にいかがですか。

豊田政典委員

僕は、地域支え合い体制づくりのほうですけど、昨年度も補正で出てきたりして、何度目かなと思いつながら受けとめているんですが、まず、最初の説明にもありましたけど、今回、まず募集というか周知をどういうところにして、その応募が何件あって、採択は1件ですけども、そのあたりをもう少し詳しく説明していただきたいのと、昨年度の議論の中で、まず三重県に対して国から4億円が来た。ところが、応募が少なかったもので何回もやっているんですけど、今現在、その4億円はどうなっているんですか。どれだけ使われたのか、そのあたりを少し説明してください。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

豊田委員からご質問いただきました件でございますけれども、まず周知なんですけど、今回、3月8日に県のほうから通知が来まして、また募集をかけさせていただいております。募集させていただく周知の相手方ということなんですけど、社会福祉法人や地域の自治会さん、それから、地区の社会福祉協議会さんとか、NPO法人さん、それから、福祉のサービス事業者さんというのは去年もかけさせていただいているんですけど、それに加えて、

今回、地区の民生委員さんのほうにも、さらに細かくということで徹底したくて、そのあたりにも通知を出させていただきましたので、なるべく皆さんに十分行き渡るようにということで対応させていただいております。

そういう中で、やはり最初の人に申し上げたように、何度も募集を、平成23年度も行いましたし、24年度は3次募集までありまして、今回また募集ということなんですけれども、今回の募集につきましては、下野・生き域ネットさんだけということで、あと、二、三件問い合わせはあったんですけれども、なかなかこの趣旨に合うという段階まで至っていなかったり、地域の一部の方がやりたいなということもあったんですが、地域の中でまだ十分にこれをやろうというようなところまでいっていないというような状況でのご相談とかということでしたので、最終的に今回は1件ということになってしまいました。

県のほうは、先ほどおっしゃられたように、4億円で当初、23年度がスタートしたんですけれども、その後、23年度末で県全体での残高が2億4106万5000円というふうに出ておりますけれども、24年度でまた募集をしまして、24年度末の残高が6800万円程度ということで、今年度の当初予算として聞いておりますのは、県全体で6300万円程度の予算措置をして、各三重県内の地域に募集をかけているというふうに県のほうからは聞いております。

以上でございます。

豊田政典委員

全容はわかってきましたが、そうすると、もともと3カ年でやられる事業だったと思うんですけれども、今回の募集というのが最終になると。情報があれば、6300万円、決まっているのか。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

現在のところ、ことしももう一回募集があるというふうに聞いておりますので、今回出てきただけではまだ3000万円程度余っているように聞いております。ですので、もう一度、今年度内に2次募集が来るのではないかと考えておりますので、最終的に2次募集が来ましたときにも十分周知をいたしまして、なるべく使っていただける団体さんがあれば出させていただきますように努力したいと思っております。

以上でございます。

豊田政典委員

今、説明いただいたようなことで、そうすると、今回が5回目なのかな。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

平成23年度は1回ですね。それから、24年度に3回させていただきまして、今回5回目ということです。

豊田政典委員

昨年度、ここの分科会でも議論したように、最初4億円あったけど、なかなか手を挙げる方がみえないとか、あるいは、先ほどの、今回の問い合わせといっても、趣旨は多分かなっているんだろうけれども、メニューが合わないとかいうふうに事例があったのかと思うんですけど、昨年度、今回、国のメニューというのが使い勝手が非常に悪い。1回は金を出すけど、あとは各基礎自治体でやってくれとかいうような答弁があったんです。

我々もそれを聞いていて、せっかくの金を使って、また、公共性のある内容であれば、使い勝手の悪さを改善されるべきだという話をしていたんですけども、今回は3年分、パッケージが固まりで来ますから難しいかもしれないけれども、一番の現場から、まずは三重県にそういう声を上げて、また三重県から国に上げてというふうなことが必要だと思うんですよ。その辺についての動きがされているのか、それとも、されていなければこれからどうされる。やるのかやらないのかということ。

あわせて聞いておきますが、少し今回の予算案とずれますけれども、お許しいたいて、この委員会資料の3ページにあるように、昨年議論で、救急医療情報キットの配付というのが幾つかの団体、自治会でやってもらって、全部じゃないけど、かなりの地区に広がってきているけれども、そのまま補助金を出しますから、応募の内容自体はばらつきがある。ついては、この際、全市的にその事業を統一してというか、一番いいやつを全市に補助するようなことにしたらどうだという議論を投げかけた。ところが、11月定例会議会の時点で、まだ協議もしていないということだったので、その後どうなったのかというのをおまけで聞かせていただきたいと思います。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

豊田委員からは、まず、県のほうへの要望としてどうかということでおっしゃっていた

できました。この事業、確かに事業を立ち上げる時の初動に使うための初期費用ということで予算がなっておりますので、また来年からないと思うと、なかなかことしスタートしてもどうしようかなというようなお声も地域のほうではあるというふうに若干は聞いております。

ただ、そうかといって、いつまでも補助金を続けるということにも問題もあるかなというふうに市としては考えておまして、まだ健康福祉課の中で、この予算のあり方について県のほうに今後こういうふうな形でという具体的な要望というのは出しておりませんが、どうすべきか、地域の皆さんの声も聞きながら、要望する必要があるればしていきたいなというふうには考えております。

ただ、地域の皆さんがその後どうされていくかということをお伺いしますと、やはり一度基礎的な部分を立ち上げて、あとはお金をかけるという部分なんかについても、若干自治会のほうからも補助金なんかを出してもらおうというようなところもあるようですけれども、なるべく会費を少し取りながら、自分たちで自立してやっていくというような方向で考えていただいているところが多いようにも伺っておりますので、必ずしも次から次と毎年補助金がなければいけないというような声ばかりというふうには考えておりません。

それから、救急医療情報キットの件でございます。

豊田委員がおっしゃられましたように、昨年も、全市的に配付するとかについても委員からご意見をいただいているということで、私も前任者から引き継ぎをさせていただいております。

そのあたりにつきましては、具体的に、例えば危機管理室だとか消防本部だとか市民文化部だとか、そういったところの関係する補助金なんかも、こういった救急医療情報キットについての補助が出るような部分もございますので、うちのこの事業だけではなく、地域社会づくりの総合事業の補助金とか、地区防災組織の活動補助金とか、こういったものも利用して、もう既に購入している団体さんもたくさんあるようでございますので、なかなか一律にというところはお話し合いが十分できていないところがあります。

ただ、なるべく、この地域支え合いの補助金のみで救急医療情報キットを買っていただくことではなくて、こういった補助金も使えますということで広く周知をさせていただくような形で、関係の部局とはお話し合いはさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

豊田政典委員

そのおまけのほうから先に行きますが、僕も確かに発言しましたがけれども、その前に、昨年度のほかの委員さんが提案されて、なるほどなと思って私が発言した流れがある。だから、僕1人が言っているわけではないということ。まだ受けとめ方がどうも曖昧というか、本当に、市民文化部や危機管理室でも同じような事業をやっているけれども、話し合いがされているとはどうも今では聞き取れなかったもので、きちんと集約された意見ではないにしろ、複数の人間が言ったことですから、具体的に受けとめてもらわないと困るなという思いがしたので、あらためて要望しておきます。

それから、一つ目の本体のほうの話で言えば、補助金だから、国にもっと続けるとか言えとか、そういうことじゃなくて、もっと一般論的なことを言いたかったんですけども、さっきもこども未来部でもそんな話が出ましたが、国のメニューが来るから、金が出るから、丸のみにして事業をやるんだということではなくて、一番現場として皆さん、仕事をされるわけですから、国の金であれ県の金であれ、使う現場の声をきちんと伝えることによって、よりよい金の使われ方というのが実現されていくと思うんですよ。ですから、常にそういう意識を持ってやってほしいということです。

生活保護のシステムについても仕方がないんだという説明があって、耳にさわりましたけれども、そういう受けとめ方じゃなくて、あくまでも当事者意識を持って、誇りと情熱を持って仕事に取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

中川雅晶委員

同じく地域支え合い体制づくり事業についてお伺いさせていただきますけれども、この事業のそもそもの目的は、パイロット事業というところも一つあるし、四日市の総合計画でいうと、新しい公共という概念もあるでしょう。細かく事業内容を見せていただくと、活動の立ち上げ支援と整備など、いろんなものにかかる費用を、ハードな部分とかの整備費用等、それから人材育成となっていて、確かに3年間の事業であるので、使いやすいところを見ていると、整備事業と言うと変ですけど、整備するとかという部分と、人材育成というのも、なかなか3年で人材育成するというのもあれなんですけど、少ないのがやっぱり立ち上げ支援というところ。それで、特に、大体どこも、ほかの自治外のやつもずっと見させていただいている中で、この自治体の金額別の差も大分あるんですけども、結

構積極的にやっておられる自治体と、そうでもないというか、全然そうでもないところもあって、本市はどちらでもないという感じなんですけど、この中を見させていただく中でも、やっぱり本市は特にそういう地域とか団体とか、そういうところに、こういうメニューがあるのでどうですかどうですかというスタンスで、これ、中身を見させていただくと、別に自治体の実施主体になって、プロパーでやる、もしくは外部委託するということも可能であると見てとれるんですが、その辺はどうなんですか。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

昨年度、こちらの一覧表の中には、地域から上がってきた事業だけを3ページに整理させていただいたんですが、支え合い駐車場という駐車場の件がありました。それは四日市市で関係農家全部にとりまとめをして、この事業の補助金を使わせてやらせていただいたというのがあります。

名前が違っていました。思いやり駐車場。失礼いたしました。それはさせていただいております。

中川雅晶委員

その思いやり駐車場も、去年のやつ。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

昨年度。

中川雅晶委員

昨年度の実績の中にはその事業も入っているということですかね。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

この一覧表は地域から出たものだけをまとめさせていただいたのと、あと、思いやり駐車場については、各関係課が全部予算を、歳出のほう、組みましたものですから、ちょっとこの歳出の予算の上げ方が非常に困難かなと思いましたが、もうそれはここに載せなかったんですが、その分は別で昨年度同じように実施を、第3次の事業で実施をさせていただいております。

中川雅晶委員

それも予算の金額の、歳入は一緒としても歳出のところが違うということですよ、今言ったのは。事業としてはそういうこともやっぱり報告いただかなければいけないのかなと思いますので、趣旨としてはそういうことです。

僕はちょっと足りへんのかなと思ったのは、先ほどの説明の中で、こういうメニューをやるのでどんどん地域の方、やってくださいと言うだけではなくて、パイロット事業であったりとか、立ち上げの事業であれば、市がこういう事業をしていきたいとかというところにこういうのも活用していくという視点がないと、ただ3年度の補助金があるので使いませんかというスタンスやったら、しりすぼみになっていくのかなと思いますので。

そういうところの使い方という市の理念というところがどうなのかなというところで、思いやり駐車場もどっちかと言ったら三重県から発信されたもので、市から発信したようなものでは僕はないと思うんですけども、たまたまそれも県から発信された事業をこの予算を使ってやっていくと。その事業にどこに市の実施主体としての理念があるのかなというのは甚だ疑問なんですけど、そのところがこの地域支え合い体制事業の中に見えてこないというところがどうなのかなと思いますし、本当にこれもその先につながっていくというふうに、今の物の考え方で事業を進めていかれるのであれば、なかなか難しいのかなと思いました。

さっきの生活保護の就労支援とか、いろんなことについても、そういうパイロット事業としていろいろなものが活用できるのであれば、いろんなところの連携づくりとか入っておるわけですから、そういう連携の模索をする等にパイロット事業として立ち上げるとか調査をするとか、連携を模索するとか、そういうことも可能であったのかと思うんですが、その辺が可能であったのかどうなのかわかりませんが、ちょっとお聞かせ願えますか。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

今のおっしゃっていただいた件なのですが、例えば三重県の地域支え合いづくり事業実施要綱の4ページのところの地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業の中に、アからカまでございますけれども、例えば地域包括ケアに資するさまざまな地域支援による連携体制とかという、こういった例えば医療とかネットワークとかというのもこういうのにいいのかなと思うんですが、そういったものにも使えないかということで、ちょっとうちも考え

る部分がございました。

ただ、今、具体的にどの事業をとということで、すぐには申し上げられる状況ではないんですが、こういったところで少し市としてできるものはないかということは考えている部分はございますので、もし次のことしの2次募集がまたありましたら、少しそのあたりも検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

中川雅晶委員

ぜひ市のほうから発信できるように、ぜひその部分頑張ってもらえるよう要望しておきます。

芳野正英委員

私も中川委員と同じように思ったんですけど、特に、質問の趣旨、今回の補正からずれるかもしれませんが、この事業全体で見ると、3番の人材育成の部分というのは、一昨年、昨年で見ているとやっぱり少ないのかなというふうに思っていたので、人材育成の部分は、こっちの補助要綱を見ておっても、割と行政が主体で行うようなこともやっていけるようなことで書いてあるので、ぜひそういうふうで、物はどうしても、事業自体は補助がなくなるとあれですけども、人材自体は補助が出ている間にいろいろ整備をして、その人材が何年後に生きてくるのかなと思って、こういう生活介護支援サポーターの養成とか、そういう部分の事業をもう少しいろんなところに働きかけるか、行政自体がやっていくということでの活動をやっていただければなと思うので、2次募集なんかには期待をしたいなというふうに思っていますので、要望とさせていただきます。

日置記平委員長

今、報道機関の方が傍聴に見えました。

中森慎二委員

議案第52号も一緒にいいんですね。

日置記平委員長

はい。

中森愼二委員

風疹のワクチンのことでお尋ねします。

いただいた資料の第2号の1ページのところで、接種対象のほうなんですが、妊娠を予定または希望している女性ということが、女性としては対象になっているということの中で、2番のほうで妊婦の夫という部分があるんですが、これは例えば戸籍上の夫ということの認識だとすると、申請の部分でそれがわかるようなものの資料の提出を求めるといことなんでしょうか。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

妊婦の夫につきましては、3000人の対象は、出生者が本市で1年間に3000人ということで3000人を対象としてございます。あくまで夫については、母子手帳に保護者欄がございしますので、そちらで資料提供していただきまして、世帯の確認をさせていただく予定でございします。

中森愼二委員

ちょっと母子手帳のことは余りよくわからないんですが、それは戸籍上の夫でなくても夫と書けば夫になるということですか。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

まだ戸籍上登録をしていない方であっても、母子手帳上に記載があれば対象としていきたいと考えております。

中森愼二委員

わかりました。そこら辺のところ、予算化して市民に広く知らせるときにははっきりしていただいたほうがいいんじゃないですかね。対象がどうなのかなと迷っているのと、また、聞きにくい部分になるのかもわからないので。どうせ補助をするということであれば、わかりやすい説明をしてあげるべきじゃないかなと思うんです。

もう一つ、妊婦の同居家族というところでいうと、妊婦の夫ではなくて、ただ内縁関係

で住民票が同じであれば、この部分での救済もできるというふうな理解をしてもいいわけですかね、母子手帳に書いていなかったとしても。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

同居家族につきましては住民登録にかかわらず、内縁関係であっても、記載があれば補助対象といたしたいと思います。

先ほど中森委員がおっしゃられました妊婦の夫でございますが、妊婦の夫（児の父親）ということでポスターには掲載していく予定でございます。

中森慎二委員

そういうことなら、資料のほうにもっと正確に書いてもらってれば、僕、質問しなくてもよかったのかもしれない。自分のことで聞いているわけじゃないんですけど、そういう可能性もあるかなと思って、あえて聞いたんですが、ちょっと聞きにくい部分があると思うんですよね、その部分は。だから、予算化をして、そういうことが認められているのなら、正確な資料にして、私たちにもちゃんと教えてほしいし。市民の方々がこの制度を使うときにどうなのかなと迷うようなところは想像できると思うので、より正確にわかりやすい資料としてPRしていただくことを改めてお願いしたいと思います。

以上です。

中川雅晶委員

同じく成人の風疹のことについてお伺いしますが、これは単年度の事業なので、限りなく多くの対象者の方に打ってほしいということになれば、やっぱり広報活動というのが重要になってきますので、スタートダッシュがいかに重要かということと、先ほど中森委員が言われたように、やっぱり市民の方が迷わないようにしっかりと理解できるような文言で広報活動をぜひお願いしたいという1点と。

もう一つは、これだけ風疹の報道がされて、ただでさえ妊婦さんは精神的にナーバスになっている状態で、今から打てる方はいいですけど、現在、妊娠をされている方でもう風疹ワクチンが打てないという方に対するケアというのも必要かなと思いますし、どういうことに注意したらいいかとか、相談の電話をきっちりと対応できるところを一本化して設けてあげるとか、その辺のケアや体制も同時につくっていただくようお願いしたいんで

すが、その辺のお考えはどうでしょうか。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

この制度についての啓発については、ポスター以外にもホームページ、あるいは医療機関、市民センターへのポスター掲示並びに乳児健診でありますとか、妊婦健診等で啓発を図ってまいりたいと考えております。

なお、相談については、今でもやっておりますけれども、妊婦さんからの相談は随時電話であったりメールであったり、窓口へお越しいただいた方については、過度の心配をなさらないように相談を行っているところでございまして、引き続きそれについてもやってみてまいりたいと考えております。

以上です。

中川雅晶委員

ぜひ、そういう窓口、ホームページでもちゃんとわかりやすい形で設けていただくようお願いしたいのと、それから、広報においても、医療機関とか、そういう母子に関するところとか、考えられるところはいろいろあると思うんですけれども、もう少し踏み込んで企業別に広報をすとか、ぜひこの機会に妊娠を希望される方についてはぜひ打ってくださいというようなメッセージを幅広く、いろんな関係、関係外セクションにおいても広報いただくように再度お願いしておきますので、お願いします。

豊田政典委員

議案第52号ですけど、まず、この補正予算追加上程ということで6月14日に上程をされましたが、県の動きもあわせて、なぜ追加というか、この時期になってしまったんだという経緯を説明いただきたいなと思います。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

この事業をするに至った経緯でございますが、市のほうで前々から検討はしてまいったところでございますが、三重県のほうから具体的には5月23日に、担当課のほうから、県が実施した場合、市町のほうであわせて実施するかどうかという問い合わせがありまして、その際、あわせて実施するに当たっての要望事項を申し上げまして、県のほうから市のほ

うへ説明にも来ていただいております。

具体的に6月6日に知事が行うということを発表いたしましたので、それにあわせた形で今回追加補正をお願いすることになった経緯でございます。

村田健康福祉部長

経過につきましては、ただいま課長がご説明したとおりなのですが、もう少し詳細に申し上げますと、四日市市で患者がふえてきたのは、3月の後半からぐぐっとふえてきた。2月定例月議会でご質問もいただいたものですから、補助のことは検討してきたところで、県とも担当課同士で連絡をとってもらってしまっていて、5月まで、20日ごろだったと思いますが、知事のほうから国に対して、国のほうでそういった財源措置を置いてほしいということで要望をしていただいております。その結果も出てくるかなということで、ちょっと様子見をしておったところがございます。

ところが、先ほど請願の中でも少しあったんですが、国のほうでは財政措置はできないというふうな返事が県に来たというふうに私はお聞きしております。そうした中で、6月6日に、三重県知事が市町が乗ってくれるのなら県がやるよというようなことを公表された。その時点でもまだ実はどういう方を対象にするかというのは、私どもの考えと県との間で少し開き等もございましたので、私どもから県のほうに、やるのならこういう形でということで要望もさせていただいていた経過もございます。

そういう中で、県のほうの出した方向が固まりましたので、私どものほうも県と共同でやりましょうということで、追加上程に至ったということでございますので、よろしくお願いいたします。

豊田政典委員

そうすると、四日市市と三重県との間で協議や検討を続けながら、国へも要望したが財源措置がされないままに、しかしながら、県が独自でやると。ついては、四日市市の意見も取り入れながら、あるいは拒否しながら対象が決まってきた。

流れはわかりましたが、請願者に聞いたのと同じことを聞くんですけども、今回、対象者を絞り込んだ理由というのは、四日市市が金を出していますよね。その理由を説明してください。

村田健康福祉部長

あくまで先天性風疹症候群の子供が生まれなかったために、これから妊娠を希望する女性、予定しておる女性並びに妊婦につきましては、予防接種ができませんので、妊婦の夫並びに同居家族という対象にいたしたところでございます。

豊田政典委員

低レベルな認識で質問をしているんですけども、もっと広げれば、もっとというか、30代、40代の全員とかにしたら、かなりふえますよね。そういった試算をされた上での話なのか。

いろいろ聞きますけど、あわせて答えてもらえればいいです。先ほどの説明で、県と四日市市の対象者のやりとりというのは6月6日以降にあったけれども、結局はこういう形になったというのが四日市市の要望が聞き入れられた形なのか、少し違った対象者になったのかということもお聞きしたいし、もっと低レベルなことを聞くんですけども、妊婦以外が風疹を発症した場合にどのような症状、放っておけば治るのか、大事に至るケースもあるのかというようなこともよくわからないまま聞いているので、あわせてまとめて答えてください。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

当初、三重県は、妊娠を予定しておる女性並びに希望しておる女性と妊婦の夫だけでございました。本市で検討しておったのは、当初から同居家族も対象といたしておりましたので、県にあわせてその辺を要望いたしまして、県のほうから補助対象というふうに変ってきたところでございます。

また、症状についてでございますが、風疹は三日ばしかとも言われておりまして、発疹、発熱、それとリンパの腫れが症状として出るものでございます。

以上です。

豊田政典委員

大体わかりましたが、つまり、四日市市の主張という形で今回こういう対象者になったし、症状からして、妊婦の場合は影響が大変深刻であるので、ここを優先的に財政的な面も勘案しながら補助することに決めたということの認識でよろしいかと思いますが、ちな

みに三重県下のほかの自治体は全てこれに乗っかっていくよと、打診の段階というか、結果ね。そういう理解でよろしいですか。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

県内の29市町全てにおいて、この補助制度に乗っかっていく方向であると。ただ、対象者であるとかいったものはまだ検討中の市町はございます。

以上でございます。

日置記平委員長

委員の方にお尋ねをいたします。

他にこの議案第46、第52号について質疑のある方はちょっと挙手してください。

(なし)

日置記平委員長

ないようでありますので、討論はございませんか。

山本里香委員

議案第46号のセーフティーネット支援対策事業の費用についてですけれども、趣旨としては、これは事務的な作業用のシステム導入にかかわる費用ですけれども、これの根本になっております改修をしなければいけない根拠、これは国からのものではあるわけですが、それをそのまま今の生活実態、受給者の実態及び全般的な市民の生活実態において見直しをしていくことはよくないということで反対をしたいと思います。

いかんせん、このことは、例えば経過措置というような形で3年間で緩和措置がとられていますけれども、もし本当にこれが引き下げの部分において絶対的なことだということであれば、緩和措置なんかとらなくてもいいはずですから、根拠というか、根本的にこのことには問題がはらんでいるということにほかならないことを露呈しているものだと思います。

改修に関する費用について反対を表明いたします。

日置記平委員長

他にいかがですか。

(なし)

日置記平委員長

議案第46号について、生活保護費については反対の意見がございました。

それでは、まず、採決をとらせていただきます。

議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第3項生活保護費について賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

賛成多数であります。よって、可決されました。

[以上の経過により、議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第3項生活保護費について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

日置記平委員長

続いて、議案第52号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費について、賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

賛成多数であります。よって、可決されました。

〔以上の経過により、議案第52号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。〕

日置記平委員長

10分間休憩いたします。再開は40分といたします。

14：30 休憩

14：42 再開

日置記平委員長

再開いたします。

質疑を再開しますが、付託議案について、議案第47号四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について、議案第48号工事請負契約の締結についてを説明してください。

（「終わったよ」と呼ぶ者あり）

日置記平委員長

また説明したいと言う人がいたらいかんでしょう。

質疑がありましたらどうぞ。

中森慎二委員

議案第47号なんですけど、これは子犬とか子猫の保護を前提とした改正だと思うんですけども、いただいた資料の1のところの動物取扱業者の適正化のための規則で、出生後56日経過しない犬猫の販売のための引き渡し、展示の禁止ということが定められるんですが、施行後3年間は45日、その後、法律で定める日まで49日というふうに、これも段階的な規制みたいなんですけど、この出生後何日というのは、誰がどういうふうに管理できるんですか。証明できるんですか。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

よろしくお願いいたします。

こちらのほうで、法の中では週齢規制と、毎週の週、週刊の週、それから齢は年齢の齢ですけれども、週齢規制というような形で、これは現行の規制がなかったという形で、今回、出生後56日を経過しない犬猫の販売の引き渡し、展示の禁止という形になっております。

ただ、こちらの56日というのは、国が示しておりますが、この中身について、果たして56日がいいのかどうかということについても業界のほうからご意見が出ております。そうした中で、国につきましては、施行後3年間は45日と、それから、法律に定める日までは49日というような形で経過措置をもって56日までにしていくという形で、この間にきちんと犬猫のかみ癖とか、そういうのを直すために56日は最低必要であるという形を引き続き調査研究をしていくというような形のことになっております。

中森慎二委員

質問の趣旨が違うんだよな。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

週齢の確認という話で済みません。

週齢の確認につきましては、これはやはりブリーダーというか、繁殖業者のほうに任せなきゃならないというふうになってまいります。

中森慎二委員

そうすると、30日しかたっていないなくても、45日たっていますと言ったらオーケーということ。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

答えにつきましては、やはりこの法律の中で罰則等も定めておりますので、きちんと業者さんについても生年月日の管理をやっていただくという形の法令になっているというふうに感じております。

中森慎二委員

全ての法律が性善説に立つのなら罰則規定も要らないような話で、だから、この日にちを3年間、45日と定めるということは、この子犬、子猫が生まれて45日以上たっているかどうかというのを確認がとれる手段がなければ意味がないという話じゃない。だから、これ、ブリーダーさんの申し出どおりの日にちでオーケーですと、裏を返したらそういうことを認めているわけ、今の答弁。

久志本衛生指導課副参事兼課長補佐

中森委員さんからの質問、ありがとうございます。それにつきまして説明させていただきます。

動物取扱業者は、今、中森委員が言われました犬猫の個体情報とか、繁殖したものとか、引き渡しをした日、全て帳簿に記載しなければならないというようなことになっております。ですもので、犬が生まれた日とか、次にもし販売したら、その販売した日等を出生証明書、取引伝票、検案書等、それらの書類を整えまして保存に努めなければならないということになっておりますもので、それをもって生年月日等の確認ということによってさせていただきます。

以上でございます。

中森慎二委員

というのは、今までそういう規制がなかったから、伝票にそれで書いていて、それでオーケーなんでしょうね、それは。だけど、この出生後45日というものが一つの規制対象になった段階においては、それがそのとおりに記入されるかどうかというのは、業者さん、ブリーダーさんの感覚に委ねられているということなんでしょう。行政が監理している、台帳に届け出をもらうとか、行政がそれをつかめるものというのではないわけだから、この法律ができて、45日と言っているけれども、現実的にはブリーダーさんか何か、繁殖家の方々の性善説に立った話でお願いする以外はないということなんですか。その出生の台帳の記入が間違っていたら罰則規定はどうなるのかって、そこまであるんですか。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

議員おっしゃるように、性善説に立って、この法律がなっているのかという部分でございますが、こちらにつきましては、特に今回の改正において、週齢規制ということで、現行なかったものをきっちり定めるという形で罰則規定を設けるといような形、その中で特に販売において、その後の、先ほど言いましたかみ癖とか、そういう部分も含めて、やはりなるべくある程度大きくなった犬猫の販売というように形に努めなければならないというように形で改正されたものでございます。

そうした上で、やはり、当然ながら、取扱業者はきっちり生年月日等、そういう部分については把握していただいてやっていくということで、法改正の中で保護管理計画という形もつくれというように形になってきておりますので、法的に規制をしていくという形のものでございます。

中森慎二委員

最後にしますが、声なき犬猫の立場に立って私は申し上げているだけで、法ができたけど、実際にそれほど誰も確認してくれないし、現実に運用するのは非常に難しいなと思うので、そのところはぜひよく立場に立って考えてやってほしいなと、希望の部分で申し上げたので、よろしくをお願いします。

芳野正英委員

議案第48号ですけれども、工事のスケジュールで、本体工事自体は2月で終了ということなんですけど、そうすると、今の既存の衛生検査所の施設から3月ぐらいに移転して、例えば来年度から新しいところでできるのか、スタートはいつぐらいになるんでしょうか。

古川食品衛生検査所長

業務の新しい建物での開始は平成26年4月1日からのスタートになります。2月いっぱい建物を建てて、いろいろ検査備品とかございますので、そこら辺を新しく購入するもの、それから、既存のもので業務をしながらになりますので、動作確認、それから、検査したらきちっとした検査結果が出るかとか、その辺の期間をこの3月で見込んでおまして、スタートは4月1日でございます。

日置記平委員長

他にいかがですか。

(なし)

日置記平委員長
ないようであります。
討論はありませんか。

(なし)

日置記平委員長
では、採決を行います。
一括して、議案第47号四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について及び議案第48号工事請負契約の締結について、賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

日置記平委員長
ありがとうございます。本件は、可決されました。

[以上の経過により、議案第47号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について及び議案第48号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

日置記平委員長
健康福祉部のほう、これにて終了です。ご苦労さんでした。

日置記平委員長
はい。じゃ、教育長から、どうぞ。

田代教育長

お疲れのところ、よろしく願いいたします。

今回、教育委員会では、付託議案が工事請負契約の締結について。これは三重小学校の大規模改修の工事に関する契約案件が一つございます。付託議案はこの1件でございますが、その後、協議会として、一つには、三浜・塩浜小学校、項目には学校規模適正化と書いてございますが、これについては、要するに統合ですね。三浜小学校と塩浜小学校の統合に向けての現在の状況を協議会として報告とご説明させていただくというのが1件と、もう一つは、博物館のリニューアルについてということで、これは新しいプラネタリウム及び常設展示のリニューアルについての考え方、対応についてご説明させていただくと。

項目には上がっていませんけれども、一応、前年度ずっとやってきました不登校といじめについて、簡単な資料で前年度の報告をさせていただくというふうなことで、協議会と報告を考えております。よろしく願いします。

議案第49号 工事請負契約の締結について

日置記平委員長

説明を願います。

畠山教育委員会理事兼教育施設課長

よろしく願いいたします。

議案第49号でございます。工事請負契約の締結についてということでございます。

このたび三重小学校大規模改修工事の請負契約を下記のとおり締結するということでございます。

先ほど申し上げました工事名については、三重小学校大規模改修工事です。

契約金額といたしまして、1億8242万7000円。契約方法といたしまして、一般競争入札にて行いました。契約の結果といたしまして、契約相手方として、横内建設株式会社が落札しております。

以上、5000万円の契約案件ということで、この議会におきまして議決するべき契約案件ということで、このたび議案を提出させていただきました。

次ページをめくっていただきまして、40ページでございます。

この議案第49号の内容でございますが、これにつきましては昨年の11月定例月議会におきまして補正予算をいただきまして予算化され、繰り越しで今回入札に至ったものでございます。

内容につきましては大規模改修でございます。

工期につきましては、契約の日から平成25年12月27日までという工期になっております。この工事につきましては、電気設備工事、そしてまた、給排水等を主とします機械設備工事を含んだ一体の工事となっております。

この工事につきましては、予算をいただく折にも、状況が、よりいい意味で進みまして、かなり成熟しているということから、いろいろご議論いただきまして、背中を押していただきまして、この工事から採用させていただいているところでございます。

入札結果といたしまして、ここにございます7社が入札に及びまして、結果といたしまして、一番下にございます横内建設さんが1億7740万円で落札したものでございます。ちなみに予定価格としましては2億440万4000円、最低制限額は1億7374万円というところでございます。

場所につきましては、次ページ、41ページと同様でございます。

また、この議会におきまして、提出議案参考資料として別の冊子でお出しさせていただいております。議案資料でございます。よろしいでしょうか。7ページになります。

先ほどと少し重なる部分がございますが、今回、大規模改修を行う学校につきましては、昭和38年、45年に建設された部分約2059㎡、そして、また、昭和47年に建設された1494㎡、この2棟につきましては、内容といたしまして、特に教室を中心に廊下の改修、屋上防水、そしてまた、外壁塗装そして、懸案となっております昇降口の改修、そしてまた、給食料理棟を設置して、より安全な給食に努めていきたいというところでございます。

2番の工事スケジュールといたしまして、この議会でお認めいただきました後、夏休みを中心に7月、8月とそういった教室部分の改修工事、そしてまた、給食料理棟につきましては、新たに鉄骨等を建てることから、少し時間はかかりますが、12月末までの工事で行ってまいります。

次ページをおあけください。8ページでございます。

先ほどご説明申し上げました三重小学校の配置図でございます。ここにございますように、2棟に分かれておりまして、図面上部、北側になりますが、普通教室棟、そしてまた下部、特別教室等棟、管理棟というところでございます。先ほど申し上げました給食料理

棟につきましては、管理棟のこの図面で申し上げますと、右端の部分に新たに設置するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

日置記平委員長

説明は以上です。質疑がありましたら。

中森愼二委員

この三重小学校の改修、ご説明のとおりのお話なんですが、職員室は触るんですか。触らないんですか。

畠山教育委員会理事兼教育施設課長

職員室につきましては、天井の照明器具の取りかえを主に行っています。少し予算の調整上、及ばないところがありました。その分につきましては、この工事終了後、機会を見つけて追加していきたいというふうに考えております。

中森愼二委員

それは足りないところ、どれぐらいの話なんです。足らなかったというのは、後で考えたいといっているのは、どういう部分でどれぐらいの額なんです。

予定価格が2億円からあったのなら、吸収できないかな、こんなの。やるなら一緒にやっておけないと先生方も大変やし、夏休み中の期間を狙ってやることなら、一緒にやってやったらええのに。わずかなことじゃないんですか。

畠山教育委員会理事兼教育施設課長

予算をとるときに十分に精査を行っているところではございますが、実際に設計を行いました結果、十分に行われなかったという部分で、職員室につきましては、まず環境の改善という意味合いで天井の部分、そして、また、照明器具を全て取りかえるというところで、残念ながら床については行っておりませんが、壁等の塗装についてもできる限りのことをやらせていただいております。

ご指摘のとおり、ぜひともこの機会と思っていたんですけども、予算の限りもござい

まして、今回このようになりましたけれども、これにつきましては、今後、入札差金等も出てまいりますので、その辺を見込みながら、当初お示したところに近づくように詰めていきたいと思っておりますので、何とぞご理解いただきたいと思えます。

中森愼二委員

だから、職員室の何が残ったんですか、今回の契約で。何ができなかったの。

畠山教育委員会理事兼教育施設課長

ちょっと今、資料を探します。

日置記平委員長

ゆっくり探してください。

中森愼二委員

もう時間もたっているので、また教えてください。

できるだけ、今回の追加の工事も考えて、1回でできるように調整していただいて、そんなたくさん額じゃないと思うし、ちょっとよく調整してください。

畠山教育委員会理事兼教育施設課長

済みませんでした。

日置記平委員長

他に。

(なし)

日置記平委員長

ないようであります。

討論はありませんか。

(なし)

畠山教育委員会理事兼教育施設課長

資料ありました。よろしいですか。

日置記平委員長

どうぞ。

畠山教育委員会理事兼教育施設課長

できなかつたところを正直に申し上げますとですね、職員室の天井、それと、LED化はさせていただきました。部分的に残っているのは、校長室、印刷室、和室、湯沸し室、倉庫の一部、そして、職員更衣室につきましては、天井は行いましたけれども、それ以外の部分ができておりません。ほとんどの部分、塗装でございますので、これにつきましては、特に職員室の床を除いては後からでも追いかける分はございますので、今後、入札されますと当然差金も出てまいりますので、そこらもにらみながら追加させていただこうと思っていますので、よろしく願いいたします。

日置記平委員長

説明は以上です。

特段反対の表明もありませんので、議案第49号工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なし)

日置記平委員長

ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第49号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

日置記平委員長

よって、教育委員会の審査は終わりました。

15:04 休憩

16:28 再開

日置記平委員長

教育委員会からの報告はよかったかな。

吉田指導課長

お世話になっております。

昨年度、教育民生常任委員会の中で所管事務調査、不登校・いじめ問題について、いろいろご議論いただきましてありがとうございました。

それで、お手元の教育委員会資料3というところをちょっとごらんいただきたいんですけども、不登校の問題と、それからいじめの認知件数の昨年末までの集計を出させていただきたいと思いましたので、ご提示させていただきました。

日置記平委員長

ありがとう。

これをもって、また、委員会のほうの日程を別途決めますので、この後、委員のメンバーで協議していただきます。前年度のを積み残して今年度に繰り越してもらうんやね。

後は。

じゃ、教育長、よろしいな。

田代教育長

はい。

日置記平委員長

では、ご苦労さんでした。

委員の皆さん方、こども未来部のほうで資料をつくらせてもらったという連絡が来ましたので、理事者入れかえの後に、まとめてもらった午前中のテーマを報告していただきます。

その後に当委員会の所管事務調査の研究テーマと日程についてもお諮りいたしますので、よろしくをお願いします。もう少し時間を下さい。

それじゃ、手元の子宮頸がんワクチンの質問がありましたので、その経過報告、この資料に基づいてしてください、まず。

山路こども保健福祉課長

子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の中止についてということで、ご用意させていただきました。

まず、経過についてですが、6月14日金曜日ですが、夜8時55分に、県から、同日に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の結果について、速報のメールが届きました。内容は、予防接種法に基づく子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えが決定されたという内容でございました。

それを受けまして、本日、6月17日午前、関係機関へ今後の対応について周知をさせていただきました。内容につきましては、まず、市内各医療機関への通知、それから、市内の小中学校への周知と市の学校掲示板への掲載について、教育委員会のほうに依頼をしております。それと、三つ目としては、市のホームページにこの内容について掲載をいたしました。

これに対する市民への対応についてですが、ワクチン接種による子宮頸がん予防効果はありますので、市民からの問い合わせに対しては有効性と副反応の危険性を説明した上で、医師と相談の上で接種の有無を判断していただくということで、周知をしていきたいと考えております。

2枚目については、国から送られてきました接種の対応についての勧告の文書及び子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける皆様へということで、受ける方への周知の文書でございます。

説明は以上でございます。

日置記平委員長

ありがとう。

ここまでの部分について何かお尋ねされたいことがあったらどうぞ。

中森慎二委員

国が言っている都道府県知事宛の文書の、市町村長は接種の積極的な勧奨とならないよう留意することというのは、どういう理解をしたらいい。医師と相談して接種するということが積極的にならないという。市町村町はどう対応したらいいんですか、この国の文書を見て。積極的ではないというのはどういうことなんですか。

山路こども保健福祉課長

今まで、定期接種ということで積極的に受けてくださいというスタンスでありましたけれども、今の段階では、積極的にPRするのはやめてくださいと理解しております。

中森慎二委員

今まで積極的に受けてくださいって、どういうことやったんですか。だから、どういうことをやめるんですか、今度は。

山路こども保健福祉課長

これまでは、対象者の方に通知を送っておりましたが、そういうことは今後は控えさせていただきます。

中森慎二委員

その通知をやめるということは積極的ではないと、そういう行政判断をしているということですか。それ以外にはないんですか。

日置記平委員長

何か困っているようやけど、厚生労働省からの指示的なものについては、今現在、この程度なのかな。明確にまだ情報伝達がされていない。

瀬古こども保健福祉課母子保健係長

今、委員長がおっしゃっていただきましたとおり、土曜日の晩にこのメールをまだいただいたばかりで、国のほうでも詳しい内容については今後検討していくというような連絡をいただいております。ただ、以前、日本脳炎の積極的勧奨を中止したときの積極的勧奨という意味合いが、個人通知として接種をしましょうというような案内を差しとめるとい程度の勧奨通知でしたので、今回も個人的に未接種者への通知をしないですとか、あとは、対象年齢の方にも通知をしないとい程度の勧奨の差し控えというふうには考えております。

中森慎二委員

急に通知が来なくなったという事象だけが市民に伝わるということなんですよ。こういことで積極的な通知は行わないけれどもというふうな通知もしないし、今の時点としては、ホームページ上に新着情報で出しているのと、学校の掲示板への掲載を教育委員会へ依頼するという話なんですよ。

ですので、そのホームページへの新着情報の載せ方も、従来は対象者に接種文書を出していたけれども、それを控えているということもはっきり書いていただく必要があるんじゃないですか。

だから、国からの文書を受けて、四日市市長として今どういう対応をしているんだということがちゃんとわかるように情報発信をしてもらう必要があるんじゃないですか。今まではこういうことをしてきたけれども、こういう理由でここまでにとどまっているということを、今の時点で情報提供をできるものは最大限伝えていただく必要があるんじゃないかと思いますよ。

山本里香委員

積極的に進めていた部分から、一部ちょっと問題が、厚生労働省……。

中森慎二委員

答えが欲しいんですけど。

日置記平委員長

中森委員から答えが欲しいとおっしゃっています。

山本委員、待ってね。

市川こども未来部長

中森委員のおっしゃった中身について、最大限尊重させていただきたいと思います。実際に副作用が全員の方に及んでいるということではありませんけれども、国のほうでリスクがあるという判断で積極的勧奨を控えるようにというふうな勧告が出た以上、市民の方にその意図が正確に伝わるように、ホームページの文案についても工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

中森慎二委員

きょうの文書を読むと、6月17日月曜日午前、関係機関への今後の対応について周知という中の市のホームページ新着情報に掲載と書いてあるのは、積極的なものはしないということだけを掲載したんですか。何をホームページ上で今、新着情報で上げたんですか。国からの文書を出しているんですか。

山路こども保健福祉課長

ホームページのほうには、子宮頸がん予防ワクチン接種勧奨の差し控えについてのお知らせということで、現在、子宮頸がん予防ワクチンについては、厚生労働省により接種勧奨が差し控えられています。ただし、接種をご希望される対象の方については、引き続き無料で接種いただくことができます。その場合、既に配付させていただいている子宮頸がん予防ワクチンの予診票で接種可能です。接種の際はかかりつけ医とよくご相談の上、接種をお願いいたします。ご不明な点につきましてはこども保健福祉課にご連絡くださいというような内容で掲載させていただきました。

中森慎二委員

今後は接種の案内文書は発送しませんということは書いていないわけですか。

瀬古こども保健福祉課母子保健係長

子宮頸がんワクチンの通知につきましては、年度当初に、今年度対象の方全てにもう通

知をしておりまして、今年度の方については、皆さん、接種される方は手元にあることになりまますので、今後はお問い合わせがあるとすると、持っているけれども、どうしたらよいかということになってくると考えておりますので、まずはそれに対する対策として、そのように掲載をさせていただきました。

中森慎二委員

発送のタイミングが来年度までないから、来年度についてはまだよくわからないと。そういうことですか。

市川こども未来部長

これから、国のほうからまた追って通知のほうがあると思います。その通知に基づきまして、速やかに四日市市としても対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

山本里香委員

今、中森委員とやりとりがありましたけれども、厚生労働省の副反応検討部会によりまして、今、そういう報告が、多発と言うていいのか、問題ですが、あったので、情報を集めて、医学的評価をします。その上で問題がないと判断すれば、また積極的勧奨に戻すというふうなことになる。だから、大きく医学的に問題があるということになれば、今後また新しい通達が来るんだと思いますが、今時点では、医療機関でしか受けられないので、去年だったら、受けたいと言われていた医師は、どうぞ、どうぞと言っていたと思います。そうでした、実際に。

けれども、今は、お医者さんは、どうぞ、どうぞとは言わないというふうな指示が出たと、お医者さんには聞きましたが、それが市内全部に今、行き渡っているか。そういうふうな連絡が来ていますということは、私、確認をしたんです。

それで、ただ、この子宮頸がんワクチンについては、私はしたことがないんだけど、すごく注射が痛いということは前から言われていて、それによるショックで一時的なものであれば回避ができるんだけど、それが慢性的になっているという報告が出てきたということなんだと思うんですが、四日市、去年、すごく皆さんに接種していただいたんですが、四日市でそういうような報告事例がありますでしょうか。

瀬古こども保健福祉課母子保健係長

平成24年度、23年度ともに、四日市市内ではそのような副反応ですとかひどい症状の報告というのはありません。

山本里香委員

確認させていただきましたが、何件数接種があって、副反応の報告がないというようなことをきちんとわかるようなものとか、県レベルでというか、全国的には、この会社が二つあるんですけど、痛みが強い1社のものは300事例ぐらい出ているというのですが、正式な形の何かそういうデータがありましたら、また配っていただきたいと思います。

日置記平委員長

他に。

(なし)

日置記平委員長

ありませんので、この件はこれでとどめますが、部長、市民にとっては非常に不安なところもありますので、県としっかり情報把握をして、県のほうが国に確認してもらうことになると思いますが、できるだけ早くそういうものをつかんでもらって、また当委員会にも報告するようにしてください。

次、菜の花苑の改築工事の経緯という資料をいただきました。これについて説明ください。

山路こども保健福祉課長

菜の花苑の改築工事についての経緯ということでまとめさせていただいております。

まず、上のほうから、1番のほうですけれども、平成22年3月に耐震診断の結果、社会福祉法人四日市厚生会の所有する母子生活支援施設菜の花苑が耐震基準を満たしていないことが判明いたしました。

それを受けまして、平成23年5月、法人内で検討した結果、施設長より、現在、事務室

が第1棟にしかなく、来訪者の把握が難しいという管理面の問題を解消したいために、2棟それぞれの改築ではなく、1棟に集約して、これで耐震基準を満たしていないこともクリアしたいと、そういう旨の報告が市にありました。

3番ですが、平成23年8月に、施設長と市のほうで協議した結果、改築によって受け入れ定員数を変更してもよいかというお話がありましたが、市のほうとしては、現在の入所者の状況から、定員数の変更は望ましくないという回答。法人のほうからは、定員変更をしない条件で理事会に諮ってから基本設計の作成に取りかかるとの報告がありました。

4番で、平成23年10月、法人の理事会で、改築のための基本設計を進め予算作成の準備を行うことが了承されました。

5番ですが、平成24年7月に法人から三重県に、平成25年度社会福祉施設等整備計画書を提出いたしました。

2枚目にありますのが、施設が耐震診断を行った結果表。第2棟が先に来ていますが、第2棟、これは新しく、昭和55年に建てられた部分です。もう一枚めくっていただきますと、第1棟、古いほうの建物、2階建ての建物です。いずれも建てかえは絶対必要と書いてはないんですけれども、何らかの対策が必要ということの結果になっております。

3枚目につけてありますのが、平成24年7月17日に社会福祉法人四日市厚生会が、県に対して社会福祉施設等整備計画書というのを出しておりますので、これをつけさせていただいております。

この中で整備しようとする理由として、第1棟については、築40年を超えており、老朽化に加え、設備の不備等があるということと、平成22年実施の耐震診断によって補強対策も指摘されていると。

この別添資料というのが、その後ろにつけてあります。もう一枚めくっていただきますと、それぞれの建物についての耐震診断の結果、まず、これは第1棟のほうが先についております。1棟が結果がありまして、その後、2棟の結果がついております。

ということで、耐震診断の結果において対策が指摘されていると。それから、児童福祉施設の設備基準において、現状では母子室にトイレと入浴設備がなく、基準を満たす必要があると。それから、最後に、施設利用の目的がDVからの保護等、多様化しており、ニーズに応えられる支援を展開するためには、現状の2棟で分かれているものでは管理上の問題があるためということで、1棟にして改築を行うという計画になったという書類でございます。

説明は以上でございます。

日置記平委員長

ありがとう。中森委員、いいですか。

中森慎二委員

午前中の部長のお話はちょっと足りないんじゃないかと思うんです。経済的にも建てかえがどうなのかとか、耐震上の問題があるということなんだけれども、この数字というのはよく読み込んでいないのでわからないけど、耐震上の問題がどの程度の深刻な問題なのか、その辺、ちょっと説明いただけますか。

市川こども未来部長

午前中の私の説明とちょっと資料の中身がというお話をいただきました。

確かに、今回の資料は、耐震上問題がある、すなわち耐震補強をするか、あるいは建てかえをする必要があるということであります。

経済的に云々というお話をさせていただいたかと思うんですけれども、実際、それに、全体のリフォームをして、なおかつ耐震を満たして幾らかかる、そして、合同にして幾らかかるという試算を四日市市がしておるわけではございません。それについては資料がありませんので、その点、おわびを申し上げたいと思います。

ただ、実際、両方とも築30年を過ぎておりますのと、それとあと、法人さんがおっしゃったDVの方とかがお見えになって、実際、外からお見えになる方を制限する必要があるにもかかわらず、片方にしか事務所がなくチェックが難しいといった管理上の問題があるということがございましたので、1棟に集約するというのを是とさせていただいたというような経緯というふうに課のほうで聞いております。

私のほうの説明がちょっと不十分、なおかつちょっと踏み込み過ぎたというところについてはおわびを申し上げたいと思います。

以上です。

中森慎二委員

それは正確に言っていたかなあかんのじゃないですかね。

今回の改修のきっかけは、耐震上の問題があるということなんだけど、昭和55年建築が際立って老朽化のレベルで私はないと思うんですよね。きょうの三重小学校の改修が昭和三十何年で、それでも改修ですよ。建てかえじゃない。学校の耐震レベルとこの施設がレベルが違うとは私は思うんですけれども、建設した時点で。だから、ここに至った経過というのは正確にご報告いただくことと、中途半端なお話は避けていただいて、事実をちゃんと報告いただく必要があるんじゃないかと、あえて申し上げておきたいと思います。

それから、耐震上の話は、国が新しい基準でトイレを置くような話もよくわかるんだけど、大規模改修にあわせてやるのであれば設置すべきだという話であれば、この耐震上のものがやっぱり最大の理由の部分なので、四日市市が試算をいろんなケースでいろいろやるということは、僕はそこまでやる必要はないと思うんだけど、提案者のほうがそういうことも含めて説明をしてくださいということを求める必要もあるのではないかなと。何が経済的なのかというようなことも含めてね。

そのところが、今後の補助のあり方の部分において、向こうの言うとおりの部分を上げていけばいいという話ではなくて、四日市市としての補助金を提供する状況において、やっぱりそれぐらい、経済性も含めて妥当性があるということを委員会でもきちんと説明できるような、経過説明なり、相手方との協議というものを記録に残して、あわせて委員会にも報告をいただきたいと思いますので、その点、ご答弁いただければありがたいんですが。

市川こども未来部長

この点につきまして、法人との協議についての詳細な協議記録等々、残っておりませんでしたこと、それもおわび申し上げたいと思います。今後は、補助をするに当たりまして、市民の税金が投入されるということ、これを非常に重いものと受けとめまして、しっかりと補助の有効な補助金の活用ができるように、部として気を引き締めてまいりたいというふうに考えております。どうも申しわけございませんでした。

日置記平委員長

他に。

(なし)

日置記平委員長

ないようでありますので、討論はありますか。

(なし)

日置記平委員長

審査を午前中保留にしてありました議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費のうち、母子生活支援施設整備事業費につきましてお諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

日置記平委員長

ありがとうございます。本件については可決するものと認めます。

[以上の経過により、議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第22項児童福祉費のうち、母子生活支援施設整備事業費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

日置記平委員長

じゃ、理事者には退席いただいて、委員の皆さん方、もうすぐ終わりますので、もう少し待ってください。

まず、当委員会で取り扱うべきところの所管事務調査の調査事項について、まず、ご要望があればご提案を願います。

豊田政典委員

調査事項として2点あります。

委員長、よろしければ、文書にまとめましたので、配付させていただきたいんですが。

日置記平委員長

配付してください。中川委員さんもありましたら、同時に。

中川雅晶委員

提案を聞いてから。

豊田政典委員

配付ありがとうございました。

大きく二つで、いずれも教育委員会に関する部分でありまして、一つ目は、基礎学力定着についてということで、私の提案としては、書いたとおりですけれども、1番の現状把握から始まり、対策を検証し、3番目に提案ないし条例の提案までいくかどうかわかりませんが、そんなことも念頭に置きながら、回数は必要だと思いますけれども、やりたいなと。やっていただきたいというのが一つ目であります。

2点目。学校適正規模というタイトルにしましたが、流れ的には、書いたとおりでありまして、現行計画の検証から始まり、適正規模に関する2番目、果たして本当に真の適正規模とは何ぞやみたいな研究をメインに捉え、3番、4番まで行ければいいなという思いであります。

その他については、事項ではありませんけれども、昨年度の流れを踏まえた上で、こういったことも合意の上に1年間運営していただきたいなということを書いてありますので、あわせてご協議ください。

日置記平委員長

今、豊田委員から所管事務調査事項案が提案されました。

続いて、中川委員、説明いただきましょうか。

中川雅晶委員

私も1番の基礎学力の保証という部分を提案させていただこうと思っていたので、重複していただいてありがとうございます。

日置記平委員長

ということでよろしいか。ほかには。

中川雅晶委員

今のところ、それだけです。

日置記平委員長

今、お二人から提案がありました。偶然にも1番については同じテーマになりました。他の方で、これはと思ひも。

小川政人委員

一つ。この前、学校とか幼稚園とか公立の保育園で、ガラス飛散防止対策とか、そういうのはやったんですけど、私立のほうはどうなっているのかというのは。中森さんが質問したときに、別の補助金でちょびっとやっておるとかというような言い方やったと思う。

中森慎二委員

飛散防止ガラスのやつ。

小川政人委員

全部完全にできておるのか、その辺のあれがようわからん。

中森慎二委員

一緒にやると言っていなかった。

小川政人委員

何かの補助金。いや、全部やっていないみたいで。補助金の前倒しでやるみたいで、別項目の補助金を使ってやるみたいで、その辺の、こども未来部がせっかくできたもんで、こども未来部として公私の別なくどういう対策を立ててくれるのかというのをやりたいなど。そんなものが、もし時間をいただければ。

中森慎二委員

きょう、ちょっと議論に出ていた通学路の話で、教育委員会に調査をさせるんですが、別に水沢小学校とか言わないんだけど、現実の子供たちがどういうぐらいの距離感で通学しているのかというあたりについても、そういう現場に一度行かせてもらったり、委員会として独自にそういうこともあってもいいのではないのかなという思いもちょっとしていますので、これはこれでいろいろありますので、整理いただいて、もし可能であれば、そんなこともどこかに入れていただいたらいいかなと。

日置記平委員長

今ちょうど三浜・塩浜小学校の件もあるから、それも非常にいいテーマだとは思いますが。

小川政人委員

さっきの博物館はええの。

中森慎二委員

ここで言いましたし、いついつとは言いませんので、またどこかのところで思い出していただいて…。

日置記平委員長

とりあえず今、中川委員さんと豊田委員さんは1点共通してますので、3テーマ、4テーマが出てまいりましたが、これの協議はどうしましょうか。順序の問題もありますし、Aさんが1番になって、Bさんが3番になって、俺は何で3番やと言われても困るし。公平にその辺はやることにして、少し正副委員長で調整させていただくことでよろしいですか。

(異議なし)

日置記平委員長

ありがとうございます。それじゃ、正副委員長で調整をさせていただきます。

じゃ、今度は日程の問題であります、皆さん、お手元にはありましようか。ないですか。ないですか。

そうすると、ここから、これのところで、中身、これ全部要らないと思いますので、このうち、6日、ここに入っているんですが、8月は夏季休暇にして、7月の4日の中で3日ぐらいとるとというのはどんなものでしょう。でも、これがあかんと言われても。

中森慎二委員

23、24、25、26日と続いているので、もし3日と言ったら…。

日置記平委員長

じゃ、2日にしますか。

中森慎二委員

テーマにもよるんですが、例えば7月に1回やったら7月に1回ぐらいが一つかなとは思うんです、ベースとしてはね。もし多くても、7月、これ、23日、4日間続いているので、やっぱり、これ、1回か2回。7月、8月で1回ずつぐらいが妥当なところじゃないですかね。

日置記平委員長

という提案がありました。皆さん、どうですか。

(異議なし)

日置記平委員長

よろしいか。

小川政人委員

日程さえ合えば。

日置記平委員長

それじゃ、まず、とりあえず7月だけとってみて、23、24、25、26日で、この日はあかんという人、ちょっと手を挙げてください。だめな日。

芳野正英委員

23日はだめです。

中森慎二委員

25日はちょっと。

日置記平委員長

25日が中森委員が。

小川政人委員

僕も最初はだめなので、26日くらいが。

日置記平委員長

小川委員、26日はいいのね。

中森慎二委員

23日でええんじゃないですか。23日ならオーケーじゃないですか。

(発言する者あり)

中森慎二委員

あかんか。じゃ、24日。

日置記平委員長

24日はどうですか。

森 智広副委員長

でも、小川さんは26のほうがいいんですよね。

日置記平委員長

26日の希望が出ましたが、26日がだめな方、おられますか。

(なし)

日置記平委員長

じゃ、7月は26日という日に決めます。

午後のほうが長いかな。午後にしましょうか。

(異議なし)

日置記平委員長

午後、13時にしますか。13時30分、どちらがいいですか。

芳野正英委員

13時30分。

日置記平委員長

13時30分の希望が出ました。じゃ、これに。

13時30分、7月26日金曜日。

次、8月の2と16。これ、絶対あかんというのが……。

小川政人委員

16日はあかん。

日置記平委員長

16がだめ。

中森愼二委員

2日ならいいです。

日置記平委員長

2日、よろしいか。

(異議なし)

日置記平委員長

はい、決定。8月2日。これも13時30分ですか。

違う。書いてあるわ。これはもう9時に決まっていますので、ご理解ください。

では、所管事務調査の日程については、7月26日13時30分、8月2日9時。

さて、次に、行政視察の日程ですが、10月ですけど、今から決めておいたほうがええかなと思うんですけども、少し日もありますので、今はわからんわという方もみえるでしょうし、議長の場合はもう予定が入っているんでしょうし、余り無理をなさらないようにしてほしいですね。

議長を尊重させて、第1案の10月16、18日というのが、これがだめな方はおられますか。

豊田政典委員

三角。どうしてもではない。

日置記平委員長

豊田委員が三角。

他の方は。

(なし)

日置記平委員長

オーケーね。最悪の場合は、豊田委員……。

中森愼二委員

議長は申しわけないけど、やむを得ないじゃないですか。

日置記平委員長

議長、何ですか。

土井数馬議長

皆さんの都合のあることやで、私のほうは。

日置記平委員長

あなたはそりゃ流動的ですし、多分、もう予定が入っているかもしれませんから、これはこれからもまだ出てくる可能性がありますね。そういうことも委員の皆さんは理解してくれるから、それはいいでしょう。

土井数馬議長

はい、お願いします。

日置記平委員長

ただ、豊田委員は三角になると。どうしましょう。あともう一点、2、3、4案のうち、これだけはどうしてもだめだというのは、中川委員、どこかありますか。

中川雅晶委員

私はこの予定であれば大丈夫です。

日置記平委員長

芳野委員。

芳野正英委員

22、23日が。

日置記平委員長

22、23日がだめね。

中森愼二委員

23、24、25日でどうなんですか。

日置記平委員長

今、中森委員から、第3案でどうかと。第3案で豊田委員、どうですか。

豊田政典委員

オーケー。

日置記平委員長

オーケーね。

小川委員。

小川政人委員

俺は構わへんよ。

日置記平委員長

副委員長。

森 智広副委員長

大丈夫です。

日置記平委員長

これでいきましょうか。議長、悪いな。

土井数馬議長

いえいえ、とんでもないです。

日置記平委員長

でも、議長、変更になるかもしれんしね。

10月23日の水曜日から25日。

さて、行き先はどうしますか。

中森愼二委員

それはまた協議いただいて。ちょっと先ですから。

日置記平委員長

会派が同じ方はちょっと副委員長さんに。

中森愼二委員

とりあえず日程だけ、きょう決めておいていただければいいんじゃないですか。

日置記平委員長

了解。じゃ、そこまでにしますね。

ごめんなさい、一番肝心の議会報告会の件ですが、日程はもうこれで決まっています。それで、報告会の司会は副委員長。ちょっと順番で、副委員長でよろしいね。

(異議なし)

日置記平委員長

副委員長、お願いします、司会。

所管の議会報告会のテーマですが、所管部局の6月定例会議会審査案件について報告する。18時30分から19時。報告に関する質疑が19時から19時20分。休憩が19時20分から19時30分。第2部、シティ・ミーティング、意見交換会。これは、司会は引き続き副委員長、よろしくをお願いします。

皆さん、集合時間はどうしましょう。ご都合はいろいろあるかと思いますので、都合のつく方は。

小川政人委員

準備が要るのか。

日置記平委員長

準備は要りますね。準備が要るのは、会場設備。

森 智広副委員長

1時間前くらいに。

日置記平委員長

副委員長から、1時間前にどうでしょうかという提案が出ました。じゃ、17時30分、現地集合。四郷地区市民センター、あの笹川通りやね。

あと、審査報告その他、またお二人にはいろいろご迷惑をかけます。

他にいかがですか。よろしいか。そんなところでいいですか。

(なし)

日置記平委員長

じゃ、これにて終了いたします。ありがとうございます。

17:09 閉議